# 第2期

# 阿見町子ども。子育て支援事業計画

いきいき子育ち 楽しい子育て 地域で支える やさしいまち阿見 (令和2~6年度)



令和2年3月 阿見町

## はじめに

平成27年度に「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て関連3法」に基づく、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。新制度では、市町村が実施主体となり、子育て支援施策を計画的に実施することとされており、「子ども・子育て支援法」の規定により計画策定が義務付けられております。

本町では、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とした「阿見町子ども・子育て支援事業計画(第1期計画)」を



策定し、この計画に基づいて地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進 してまいりました。

近年では、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景として、子育てに不安を抱える保護者の増加や女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、未就学児及び小学生児童の交通安全対策、子どもを取り巻く貧困に伴う総合的な支援の必要性、児童虐待等の子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

こうした流れを踏まえて、第1期計画を見直すとともに、本町のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期阿見町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では「いきいき子育ち 楽しい子育て 地域で支える やさしいまち阿見」 を基本理念に掲げ、子どもの利益を最大限に尊重し、子どもたちが健やかに心豊かに 成長できるよう、地域全体で子育て家庭を支えあうことができるまちづくりを目指してまいります。

計画の策定にあたり、「阿見町子ども・子育て会議」でご審議いただきました、委員の皆様には、大変なご尽力をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

また、ニーズ調査やパブリックコメントなどを通して貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様に心から御礼を申し上げるとともに、町の将来を担う子どもの健全育成に、引き続きご協力をお願いいたします。

令和2年3月

## 阿見町長 千葉 繁

## 目 次

第1	草	計画の策定にあたって
		計画の趣旨
	2	計画の位置づけ
	3	計画の期間
	4	計画の策定体制
第2	_	子ども・子育てを取り巻く状況
	1	子どもや子どものいる家庭の状況
	2	婚姻・出産等の状況
	3	就業の状況
	4	教育・保育の状況
	5	アンケート調査結果について
	6	成果指標の達成状況
	7	子ども・子育てに関する方向性
第3	章	計画の基本的な考え方
	1	基本理念
	2	基本目標
第4	章	量の見込みと確保方策
	1	事業計画における子ども・子育て支援サービスについて 3
	2	教育・保育の量の見込みと確保方策3
	3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策4
	4	教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって … 6
第5	章	子ども・子育て支援施策の展開
	基本	本目標1 すべての子育て家庭を支える
	基本	5目標 2 人権、いのち、健康を守る
	基本	×目標3 子どもの豊かな育ちを支える ······ 7
	其才	5日標 4 安心して子育てができる生活環境を確保する8

第6章	計画の推進
1	計画の推進体制85
2	計画の進捗管理87
3	計画の周知及び広報 88
資料編	
1	策定経緯89
2	阿見町子ども・子育て会議条例 90
3	阿見町子ども・子育て会議委員名簿 92

## 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の趣旨

近年、我が国においては、急速な少子化等を背景として、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

国においては、国や地域を挙げて、「社会全体で子ども・子育てを支援」するという新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。

これらの法律に基づき、国では、平成 27 年 4 月から、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。

本町では、新制度に基づき「阿見町子ども・子育て支援事業計画(以下「第1期計画」という。)」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

また、全国的に少子化が進む中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、 県、市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、第1期計画を見直すとともに、本町のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第2期阿見町子ども・子育て支援事業計画(以下「本計画」という。)」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

#### (1)子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「阿見町子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

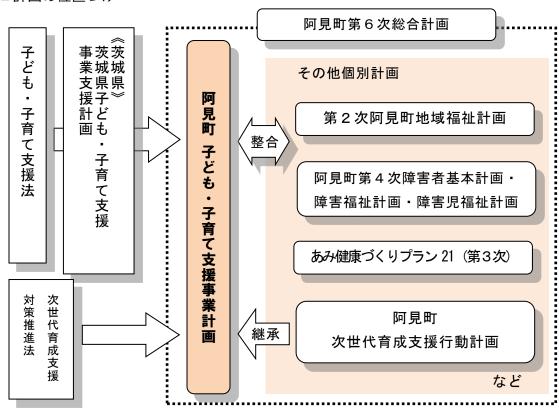
#### (2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「阿見町次世代育成支援対策行動計画(後期計画)」の内容を引き継ぎ、町が取り組むべき子育て支援の基本目標や方向性を定めるものです。

#### (3) 阿見町第6次総合計画を上位計画とする町の子ども・子育て支援事業計画

本計画は、「阿見町第 6 次総合計画」を最上位計画とし、「阿見町地域福祉計画」、 「障害者基本計画・障害福祉計画―あみ・あい・ぷらんー」、「あみ健康づくりプラン 21」、「阿見町教育振興基本計画」などの計画との整合を図ります。

#### ■計画の位置づけ



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度~令和6年度までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	į	第1期計画	ū		第2期計画				

## 4 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条に規定する阿見町子ども・子育て会議を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査等を基に子ども・子育てに関する状況や 意向等を踏まえ、策定しました。

### (1) 阿見町子ども・子育て会議の実施

子ども・子育て支援法第 77 条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議しました。

#### (2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査として平成31年2月に実施しました。

## (3) パブリックコメントによる意見公募

ホームページ等において計画案を公表し、意見を収集しました。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

## 1 子どもや子どものいる家庭の状況

#### (1)総人口及び年齢3区分人口

本町の総人口は平成 31 年 4 月現在 47,592 人となっています。

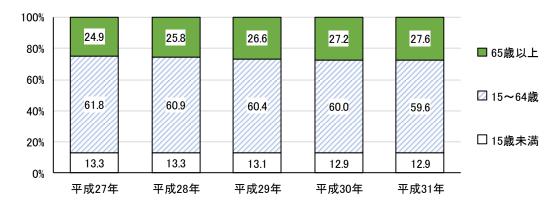
また、年齢3区分の推移をみると、生産年齢人口割合、年少人口割合が年々減少している一方で、高齢人口割合は増加しており、今後も高齢化が進むと予測されます。

#### ■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

#### ■年齢3区分人口構成比の推移



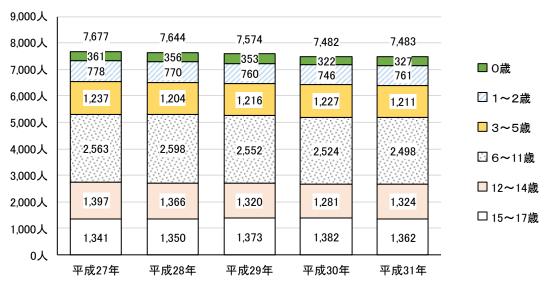
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

#### (2)児童数

本町の 18 歳未満の児童数は、平成 31 年 4 月 1 日現在で 7,483 人となっています。このうち、0~5歳の就学前児童数は 2,299 人、6~11 歳の小学生児童数は 2,498 人、12~14 歳の中学生児童数は 1,324 人、15~17 歳の児童数は 1,362 人となっています。

平成 27 年から平成 31 年までの 5 年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

#### ■児童数の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

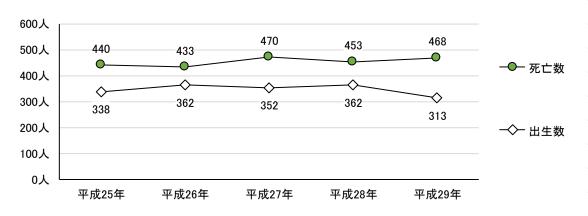
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
O歳	361	356	353	322	327
1~2歳	778	770	760	746	761
3~5歳	1,237	1,204	1,216	1,227	1,211
6~11歳	2,563	2,598	2,552	2,524	2,498
12~14歳	1,397	1,366	1,320	1,281	1,324
15~17歳	1,341	1,350	1,373	1,382	1,362
合計	7,677	7,644	7,574	7,482	7,483

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

### (3) 自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回っており、出生数は横ばいとなっています。

#### ■出生数及び死亡数の推移



資料:茨城県人口動態統計

## (4) 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、平成 25 年以降、転入者数が転出者数を上回っています。また、平成 27 年以降は転入者数と転出者数ともに横ばいとなっています。

#### ■転入者数及び転出者数の推移

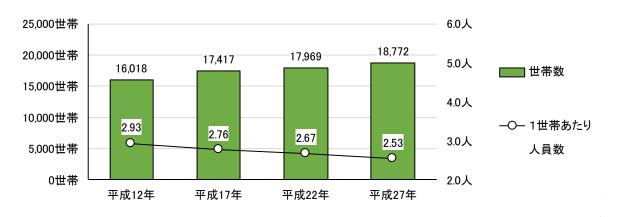


資料:茨城県常住人口調査

### (5)世帯数

本町の世帯数は、年々増加しており、平成27年には18,772世帯となっています。 一方、1世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

#### ■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



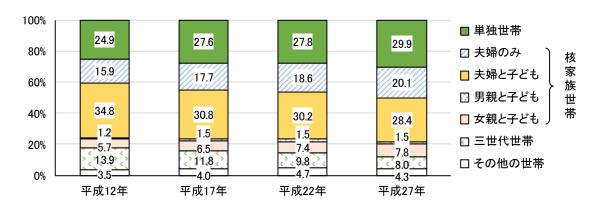
資料:国勢調査

### (6)世帯類型

本町の世帯類型をみると、単独世帯、核家族世帯(夫婦のみ、夫婦と子ども、男親と子ども、女親とこども)が年々増加しており、平成27年には単独世帯、核家族世帯が全体の半数を占めています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

#### ■世帯類型による世帯数の推移



資料:国勢調査

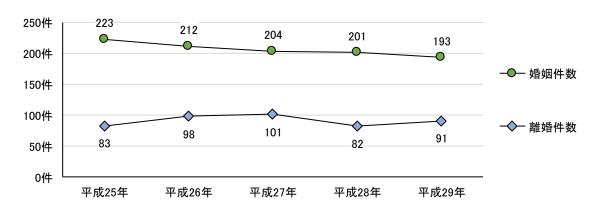
## 2 婚姻・出産等の状況

#### (1)婚姻・離婚

本町の婚姻件数は平成 25 年以降減少しており、平成 29 年では 193 件となっています。

また、離婚件数は平成29年では91件となっています。

#### ■婚姻件数・離婚件数の推移

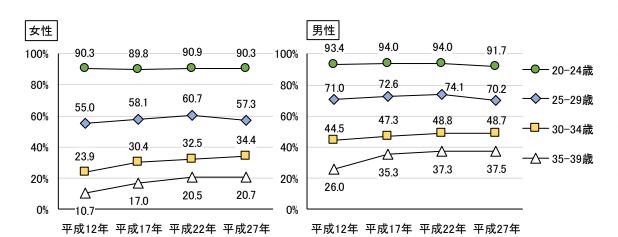


資料:茨城県人口動態統計

## (2)未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。女性は、30 歳代の未婚率の上昇が大きく、15 年間で 30~34 歳では 10.5 ポイント、35~39 歳では 10.0 ポイント上昇しています。

#### ■未婚率の推移



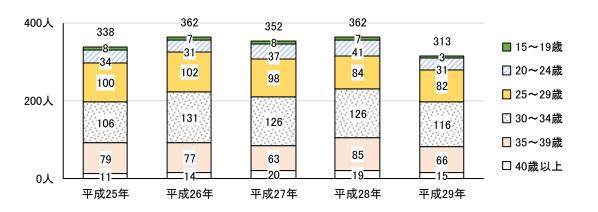
資料:国勢調査

### (3) 母親の年齢別出生数

本町の出生数は、一年ごとに増減を繰り返しています。平成 29 年では 313 人となっています。

母親の年齢別出生数をみると、毎年 25~29 歳と 30~34 歳の出生数が多くなっていますが、徐々に 35~39 歳、40 歳以上の出生数が増えてきています

#### ■母親の年齢別出生数の推移



資料: 茨城県保健福祉統計年報(年齢不詳は除く)



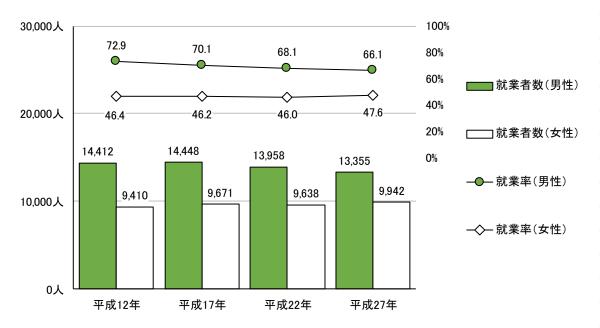
## 3 就業の状況

## (1) 就業者数

本町の就業者数は、男性は平成 17 年をピークに年々減少しています。女性は年々緩やかに増加しています。

就業率は、男性は減少傾向ですが、女性は微増傾向となっています。

#### ■就業者数・就業率の推移



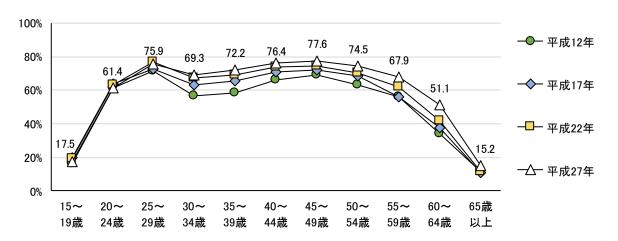
資料:国勢調査

### (2)年齢別労働力率

年齢別の労働力率は女性が上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

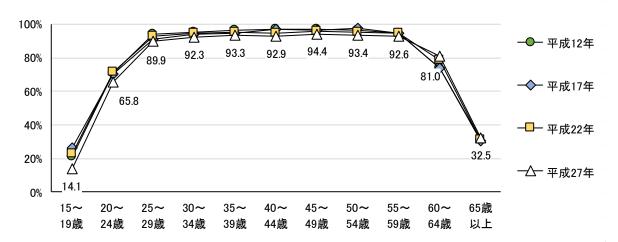
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25~29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。 30 代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

#### ■女性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

#### ■男性の年齢別労働力率



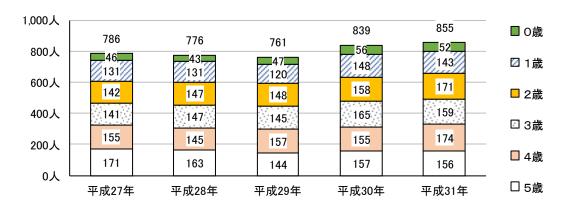
資料:国勢調査

## 4 教育・保育の状況

## (1) 認可保育所入所児童数の推移

平成31年4月現在、本町における認可保育所数は7か所、小規模保育事業所数は3か所、家庭的保育事業所数は3か所となっています。また、本町の認可保育所等の入所児童数をみると、平成31年4月現在で855人となっています。

#### ■認可保育所入所児童数の推移



資料:子ども家庭課(各年4月現在)

#### 〇認可保育所年度別入所状況(各年4月現在)

単位:人

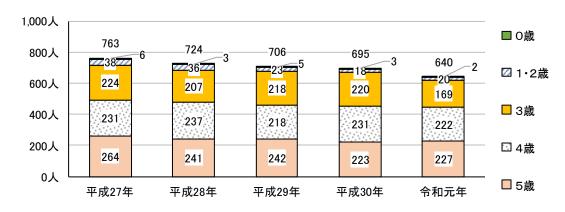
the state of the s										
	園数	定員	O歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率
平成 27 年	9	820	46	131	142	141	155	171	786	95. 9%
平成 28 年	9	820	43	131	147	147	145	163	776	94.6%
平成 29 年	9	836	47	120	148	145	157	144	761	91.0%
平成 30 年	11	989	56	148	158	165	155	157	839	84.8%
平成 31 年	13	1,004	52	143	171	159	174	156	855	85. 2%

資料:子ども家庭課

## (2)認定こども園・幼稚園就園児童数の推移

本町における認定こども園・幼稚園数は令和元年5月現在、4か所となっています。また、本町の認定こども園・幼稚園就園児童数は、令和元年5月現在で640人となっています。

#### ■認定こども園・幼稚園就園児童数の推移



資料:子ども家庭課(各年5月現在) 学校基本調査(各年5月現在)

〇認定こども園・幼稚園就園児童数の推移(各年5月現在)

単位:人

	園数	認可定員	0歳	1•2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成 27 年	4	870	6	38	224	231	264	763
平成 28 年	4	870	3	36	207	237	241	724
平成 29 年	4	870	5	23	218	218	242	706
平成 30 年	4	870	3	18	220	231	223	695
平成 31 年	4	870	2	20	169	222	227	640

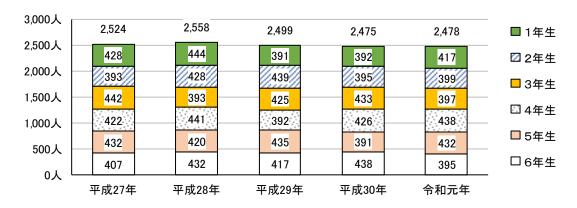
資料:子ども家庭課

学校基本調査

#### (3) 小学生児童数の推移

本町における小学校数は令和元年5月現在7校となっています。また、本町の小学生児童数をみると、令和元年5月現在で2,478人となっています。

#### ■小学生児童数の推移



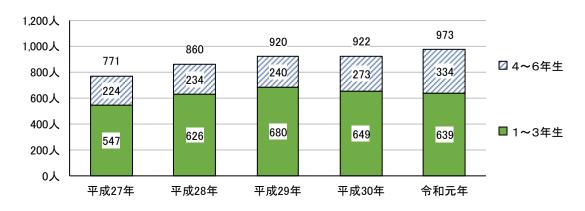
資料: 学校基本調査(各年5月現在)



## (4) 放課後児童クラブ利用児童数の推移

本町における放課後児童クラブ数は令和元年5月現在、18か所となっています。また、本町の放課後児童クラブ利用児童数は、令和元年5月現在で973人となっています。

#### ■放課後児童クラブ利用児童数の推移



資料:子ども家庭課(各年5月現在)

〇放課後児童クラブ利用児童数の推移(各年5月現在)単位:人

	クラブ数	1~3 年生	3~6 年生	合計
平成 27 年	18	547	224	771
平成 28 年	18	626	234	860
平成 29 年	18	680	240	920
平成 30 年	18	649	273	922
令和元年	18	639	334	973

資料:子ども家庭課

## 5 アンケート調査結果について

## (1)調査の目的

本調査は、より一層の子育て支援施策の充実に向けて、「第2期阿見町子ども・子育て支援事業計画」の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査として実施しました。

## (2)調査対象および調査方法

○調査実施日:平成31年2月5日~平成31年2月20日

	調査対象者	対象者数	
1	就学前児童保護者	2,530 人	・保育所(園)、認定こども園就園児は各園を通じ た配布・回収 ・幼稚園児、未就園児は郵送配布・回収
2	小学生保護者	1,219 人	・小学 1・3・5 年生を対象に学校を通じた配布・ 郵送回収

## (3)回収状況

	対象者	配付数	回収数	回収率(%)
1	就学前児童保護者	2,530 人	1,349 件	53.3%
2	小学生保護者	1,219人	567 件	46.5%

#### (4)アンケート調査結果

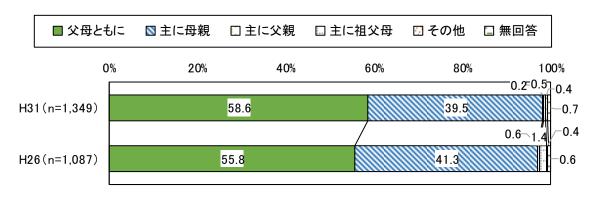
### ①子どもをみてもらえる親族などの支援や気軽に相談できる人

子どもをみてもらえる親族・友人・知人の有無は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、「いずれもいない」となっています。

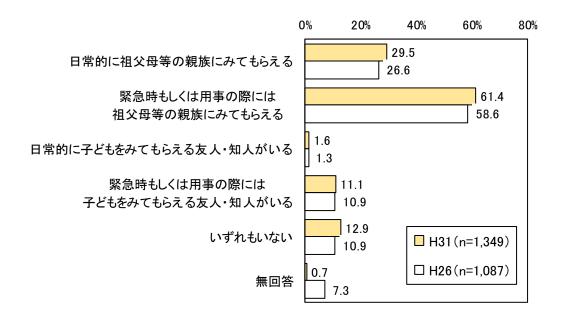
お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所は「いる/ある」と回答 した人の割合が前回調査に比べて増えています。

※前回調査との比較では、平成26年に実施した調査結果を参考資料としています。

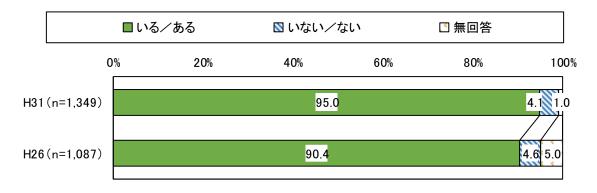
#### ■主に子育てをしている人 (就学前児童保護者調査)



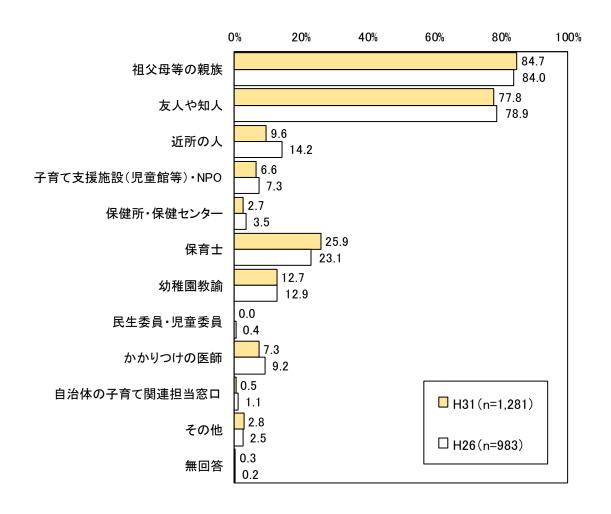
#### ■子どもをみてもらえる親族、友人・知人の有無(就学前児童保護者調査)



### ■気軽に相談できる人・場所の有無(就学前児童保護者調査)



### ■気軽に相談できる人・場所の有無(就学前児童保護者調査)

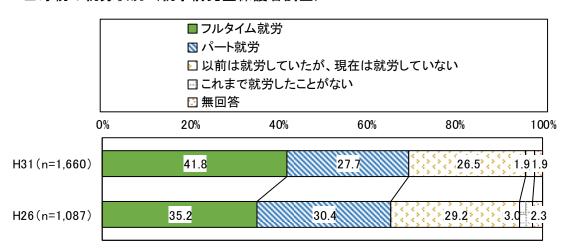


#### ②保護者の就労状況について

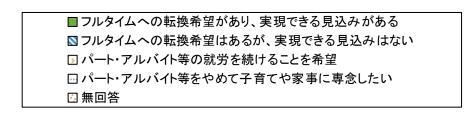
保護者の就労状況については、就学前児童及び小学生の保護者の双方とも父親は フルタイム、母親はフルタイムやパート・アルバイトで就労している割合が、前回 の調査時よりも多くなっています。就労に対する意欲が高く、育児をしながら就労 を継続したという家庭が増えていることがうかがえます。

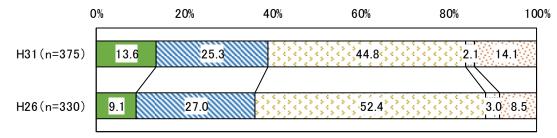
また、現在は就労していないものの、近い将来に就労したいと考えている母親も多くなっています。

#### ■母親の就労状況 (就学前児童保護者調査)

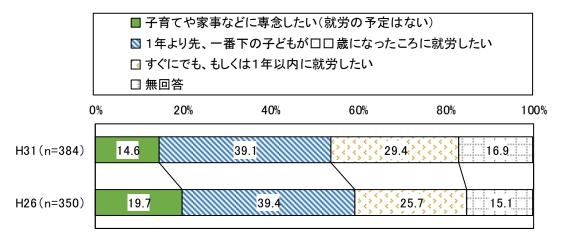


#### ■パート·アルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換希望(就学前児童保護者調査)





## ■現在就労していない母親の就労希望(就学前児童保護者調査)





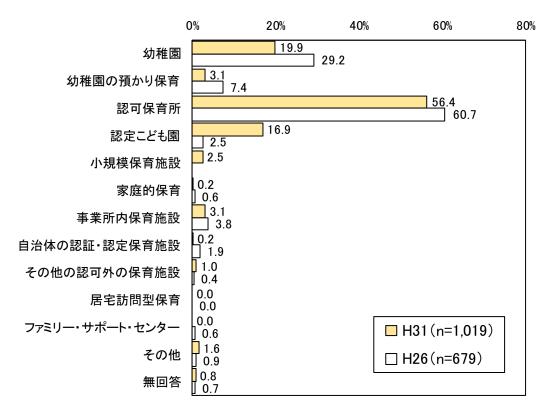
#### ③保育所(園)や幼稚園等の施設・サービスの利用状況と利用希望について

就学前児童については、両親ともに就労している家庭が多い状況を反映し、現在利用している保育所(園)や幼稚園等の施設サービスと今後定期的に利用したい施設・サービスはともに「保育所(園)」、「認定こども園」が多い状況にあります。現在の利用割合に比べて、今後利用したい施設としての回答が多いのは「認定こども園」です。

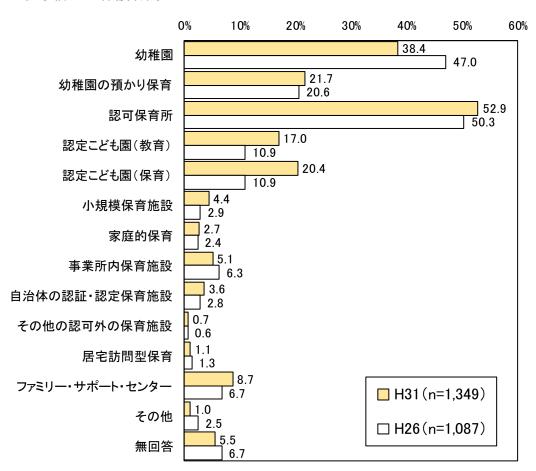
また、その他のサービスについては、幼稚園型預かり保育や病児・病後児保育への利用希望が多いことがうかがえます。

全国的な傾向と同じく当地域においても核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親家庭の増加等により、今後も施設やサービスの利用状況は伸びていくことが考えられます。 将来の需要を見極めつつ、安心して利用できる子育て環境の構築が求められています。

#### ■現在利用している保育所(園)や幼稚園等の施設・サービス(就学前児童保護者調査)



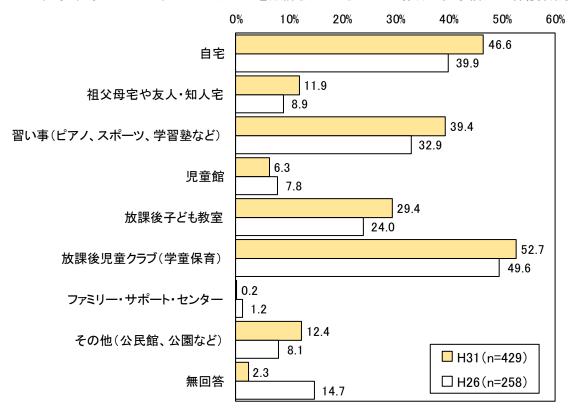
■今後も定期的に利用したい、もしくは新たに利用したい施設・サービス (就学前児童保護者調査)



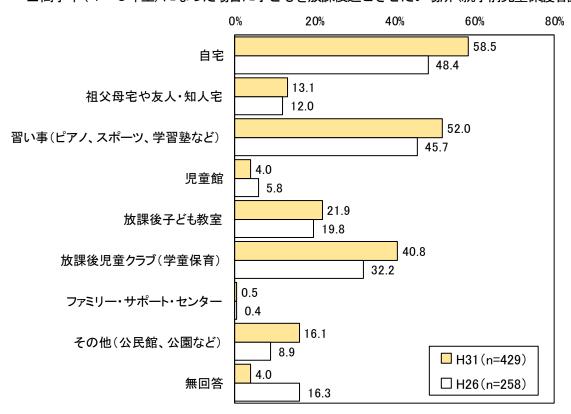
### ④放課後の過ごし方について

放課後の過ごし方の現状や利用意向については、就学前児童保護者と小学生児童保護者ともに、「自宅」、「放課後児童クラブ」、「習い事・塾・スポーツクラブ」が多い状況です。特に「放課後児童クラブ」については、保護者の就労状況の変化もあり前回調査に比べて割合が多くなっています。

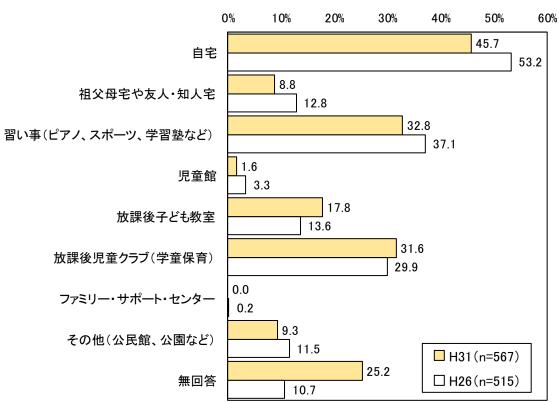
■低学年時(1~3年生)に子どもを放課後過ごさせたい場所(就学前児童保護者調査)



## ■高学年(4~6年生)になった場合に子どもを放課後過ごさせたい場所(就学前児童保護者調査)



#### ■現在の放課後過ごし方(小学生児童保護者調査)



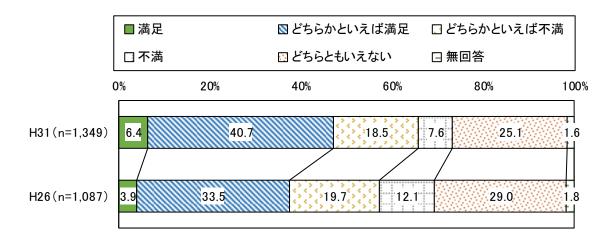
#### ⑤子育て支援全般について

阿見町における子育て環境や支援の満足度については前回調査に比べて「満足」と 回答した人の割合が多くなっています。

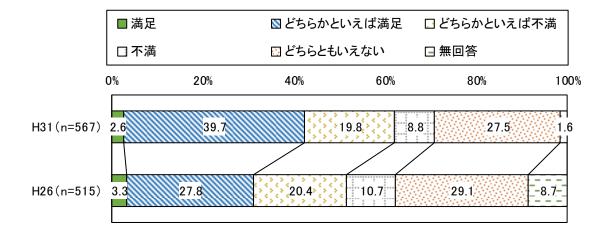
一方で、子育てに関して不安や負担感については、何らかの不安や負担を感じていると回答した人が前回調査に比べて多くなっています。

期待する子育て支援は、就学生児童保護者、小学生児童保護者ともに「子連れでも 出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「保育園や幼稚園、認定こども園、 学校などにかかる出費負担を軽減してほしい」、「安心して子どもが医療機関にかか れる体制を整備してほしい」などの意見が多くなっています。

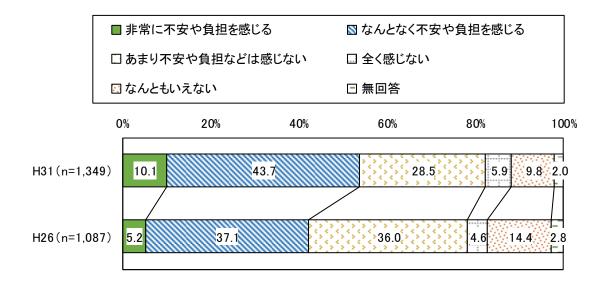
#### ■子育ての環境や支援への満足度(就学前児童保護者調査)



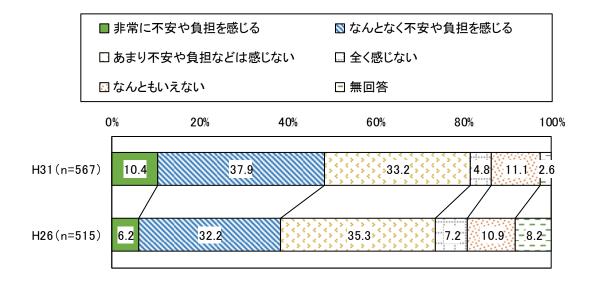
#### ■子育ての環境や支援への満足度(小学生児童保護者調査)



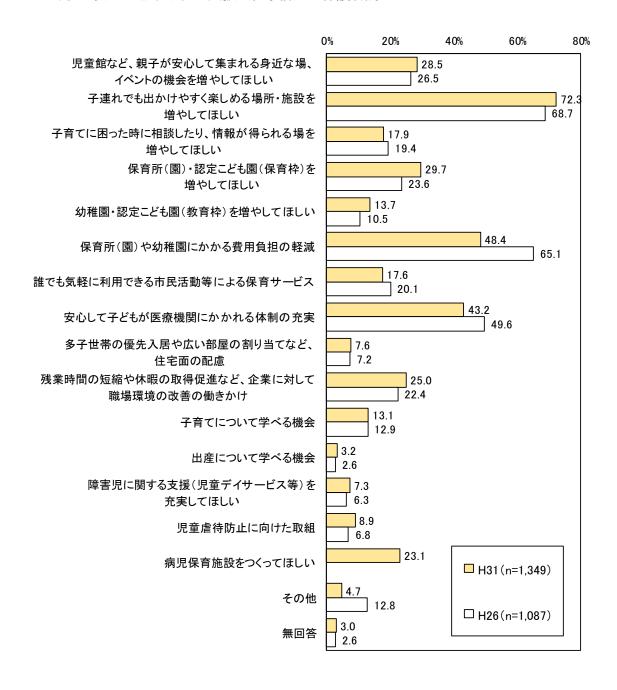
## ■子育てに関しての不安感や負担感 (就学前児童保護者調査)



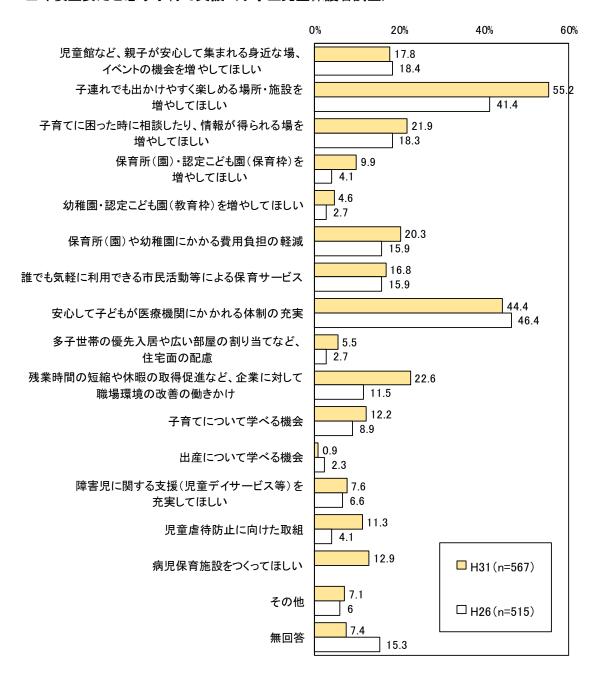
#### ■子育てに関しての不安感や負担感(小学生児童保護者調査)



#### ■今後重要だと思う子育て支援(就学前児童保護者調査)



#### ■今後重要だと思う子育て支援(小学生児童保護者調査)



## 6 成果指標の達成状況

第1期計画策定時に、計画全体の達成度を測る成果指標として次の項目を定めました。待機児童については第1期計画以降、教育保育事業の充実を図ってきましたが、依然として解消できていません。今後も「子育て安心プラン」を踏まえ、すべての子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進し、待機児童ゼロに向けた取組を進める必要があります。

また、阿見町における子育て環境や支援の満足度については前回調査に比べて「満足」と回答した人の割合が多くなっています。一方で、子育てに関して不安や負担感については、何らかの不安や負担を感じていると回答した人が前回調査に比べて多くなっています。

#### ○計画全体の評価指標

	指標項目	平成 26 年度	令和元度	目標値	達成状況
1	待機児童の解消	13 人	31 人	0人	▼
•	(子ども家庭課)	〇教育・保育施	設の入所待機児ュ	童を解消します	۲.
2	子育ての環境や支援への満足度(アン	就学前 37.4% 小学生 31.1%	47. 1% 42. 3%	45. 0% 40. 0%	© ©
2	ケート調査結果)	(「満足」と	ナる子育ての環境 「どちらかといえ 加をめざします。	.ば満足」の合	
	子育てに関する不 安感や負担感の解 消(アンケート調査 結果)	就学前 42.3% 小学生 38.4%	53. 8% 48. 3%	35. 0% 30. 0%	<b>*</b>
3		安や負担を感	て不安や負担と原じる」、「なんと と回答した割合の	なく不安や負	担を感じ

### 達成状況

◎:目標値を達成した

〇:第1期計画より向上した(目標値に近づいている)

▼:第1期計画より向上していない(目標値から遠ざかっている)

## 7 子ども・子育てに関する方向性

#### (1)教育・保育の安定的な提供の必要性

全国的な傾向と同じく当地域においても核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親家庭の増加等により、今後も施設やサービスの利用状況は伸びていくことが考えられます。今後の子どもの増減や保育ニーズを踏まえた適正な定員の設定と利用調整が必要となります。

#### (2) 放課後の子どもの居場所づくりの必要性

放課後児童クラブの利用ニーズは、今後も引き続き利用意向が高まることも想定されます。

また、子どもの成長とともに放課後の過ごし方が変化し、多様化している中で、子どもが安全・安心して過ごせる場や異年齢の子どもや地域の大人たちと交流する機会など、総合的な放課後児童対策としての放課後子ども教室が果たす役割は大きくなっています。子どもの居場所となる放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携などを検討する必要があります。

### (3) 働きながら安心して子育てできる環境づくりの必要性

女性の社会進出や働き方の変化による共働き家庭の増加や核家族世帯の増加などに伴い、保育園や認定こども園等の利用ニーズは高まっています。こうしたなかで働きながら子育てできる環境を整えていくには、長期的視野に立って、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に配慮した社会の実現を推進していくとともに、必要なときに必要な保育サービスを十分に利用できる体制を充実させることが必要となります。

#### (4)地域が支える子育て支援の必要性

核家族化の進展や地域社会の変化により妊娠期に不安や困りごとを抱え込んでしまう場合もあり、産前・産後うつ等の増加が社会問題となっています。

また、子どもの健やかな育ちのためには、子どもと母親の健康の確保・増進が不可欠です。妊娠・出産からの子育てに切れ目のない子育て支援体制として、各施策・事業の連携強化を図っていく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子ども・子育て支援は、「子どもの 最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点にたち、 子どもの成長と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする ことを目指しています。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本 的認識を前提とし、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ど も・子育て支援に関わる環境は社会全体で整備することが求められています。

本町では、子どもが阿見町で生まれてよかったと実感し、親もこのまちで子育てを してよかったと実感できるように地域で支えるまちづくりを目指しています。

第2期計画においても、目指すべき姿は変わることがないため、第1期計画の基本 理念を継承し、施策の実施とより一層の充実を目指すこととします。

# **いきいき子育ち** 楽しい子育て 地域で支える やさしいまち阿見

子どもは生まれながらに無限の可能性をもち、未来を担う貴重な存在です。そこで、子どもたちが自らの可能性を伸ばし、未来に向かって夢と希望を抱き、健やかに心豊かに育っていくために、子どもの利益を最大限に尊重し、その幸せに配慮することが必要であると考えました。

また、親が安心して子育てを楽しむことができる環境の整備を推進し、子育ての喜びを実感できる環境づくりを進めます。

さらに、地域全体で子育て家庭を支え合うことができる仕組みづくりを進めます。

#### 2 基本目標

『いきいき子育ち 楽しい子育て 地域で支える やさしいまち阿見』の推進にあたり、4つの基本目標を設定し、総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。また、国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定め、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。

#### 基本目標1 すべての子育て家庭を支える

すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。また、児童の健全育成を推進します。

- (1)教育・保育サービスの充実
- (2)地域における子育て支援サービスの充実
- (3)地域における子どもの居場所づくり
- (4)子育てに対する経済的支援

#### 基本目標2 人権、いのち、健康を守る

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊産婦・乳幼児に関する切れ目の ない保健対策の充実を通じた育児支援を推進します。

また、子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

- (1)妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援
- (2)児童虐待防止対策の充実
- (3) 障害児や発達障害を抱えた子どもやその保護者に対する支援
- (4)ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (5)子どもの貧困対策の推進

#### 基本目標3 子どもの豊かな育ちを支える

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

- (1)次代の親の育成
- (2)子どもの「生きる力」の育成に向けた教育環境の整備

#### 基本目標4 安心して子育てができる生活環境を確保する

子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、 男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる地域社会づくりを推進します。

また、子育て家庭にやさしい地域の道路交通環境、公共施設等の整備を推進すると ともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすこと のできる環境づくりを推進します。

- (1) 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
- (2)安全・安心な生活環境づくり
- (3)子どもの安心・安全確保

## 第4章 量の見込みと確保方策

## 事業計画における子ども・子育て支援サービスについて

子ども・子育て支援法に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」 には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごと に量の見込み及び確保の方策等を記載することとされています。本章では、これらの事業計 画について示します。

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子ども・子育て支援 給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

#### ■子ども・子育て支援サービスの概要図



= 1 主体

町

村

#### 仕事・子育で両立支援事業

- 企業主導型保育事業
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業



#### (1)教育・保育提供区域の設定について

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことです。各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。また、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することもできます。

本町では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については広域性 を確保することを基本とし、本町では提供区域を基本的には全町1区域と設定します。

#### ■本町の教育・保育提供区域

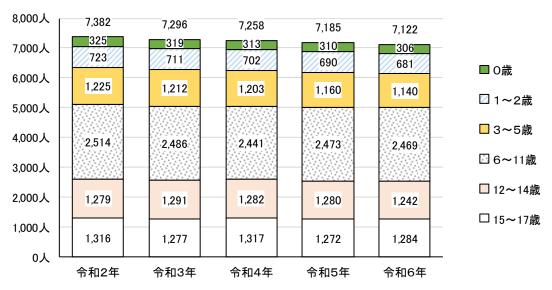
	事業及び対象年齢		教育・保育 提供区域
子ども・子育て	1号認定	3~5歳	
支援給付	2号認定	3~5歳	
	3号認定	O歳、1・2歳	
	利用者支援事業	0~5歳、 1~6年生	
	地域子育て支援拠点事業	0~2歳	
	妊産婦健康診査	妊婦	
	乳児家庭全戸訪問事業	出生時など	
	養育支援訪問事業	児童、保護者、	
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	妊婦	町全体を
	子育て短期支援事業	O ~18歳	1つの区域
   地域子ども・	子育て援助活動支援事業	0~5歳、	
子育て支援事業	(ファミリー・サポート・センター事業)	1~6年生	
	一時預かり事業 ・幼稚園・認定こども園における在園児を対象と した一時預かり ・その他の一時預かり	3 ~ 5 歳 0 ~ 5 歳	
	延長保育事業(時間外保育事業)	0~5歳	
	病児·病後児保育事業	O~5歳、 1~6年生	
	新・放課後子ども総合プラン ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・放課後子ども教室	1 ~ 6 年生	

#### (2)推計児童数

本計画の対象となる児童の見込みについては、平成 27 年から平成 31 年までの住民基本台帳人口データ(各年4月1日現在)を用いて、コーホート変化率法\*\*により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、いずれの年齢も減少することが予測され、令和2年の7,382人から令和6年には7,122人となり、260人の減少が見込まれます。

#### ■児童数の見込み



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
O歳	325	319	313	310	306
1~2歳	723	711	702	690	681
3~5歳	1,225	1,212	1,203	1,160	1,140
6~11歳	2,514	2,486	2,441	2,473	2,469
12~14歳	1,279	1,291	1,282	1,280	1,242
15~17歳	1,316	1,277	1,317	1,272	1,284
合計	7,382	7,296	7,258	7,185	7,122

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

-

<sup>※&</sup>lt;sup>1</sup> コーホート変化率法:各コーホート(同じ期間に生まれた集団)について、過去における実績人口の動勢 から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

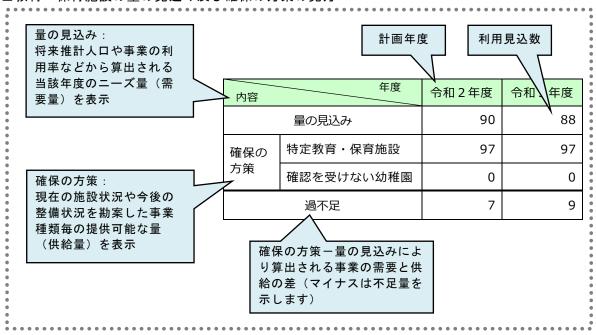
## 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援制度のもと、子どもと子育て家庭が、認定こども園・幼稚園・保育所等を利用するにあたり、教育・保育を受けるための認定(保育の必要性の認定)を受ける必要があります。認定は、1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他優先すべき事情等を勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

#### ■利用できる主な施設および事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
	なし	1 号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
3~5歳	あり	2号認定 (保育標準時間認定) 2号認定 (保育短時間認定)	保育所(園)認定こども園
〇歳、	あり	3号認定 (保育標準時間認定) 3号認定 (保育短時間認定)	保育所(園) - 認定こども園 地域型保育事業

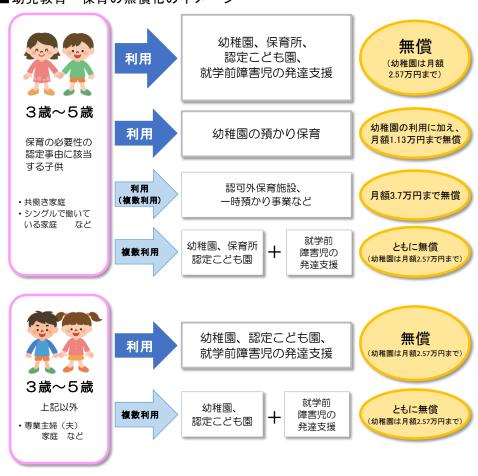
#### ■教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策の見方



#### 〇幼児教育・保育の無償化について

対象	無償化の内容
	○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利 用料が無償化。
幼稚園、保育所、	○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無
認定こども園等	償化。
	○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象。
幼稚園の預かり	○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え、利用日数
保育	に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化。
	○3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世
認可外保育施設	帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化。
等	○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・セ
	ンター事業も無償化の対象。
就学前の障害児 の発達支援	○就学前の障害児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化。 ○幼稚園、保育所、認定こども園も利用する場合は、ともに無償化の対象。

#### ■幼児教育・保育の無償化のイメージ



#### (1)認定こども園及び幼稚園(1号認定)

#### 【事業概要】

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育所と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。なお、幼稚園は新制度の施設型給付及び確認を受けない幼稚園(現行の私学助成を継続)の2種類となります。

#### 【現状】

本町では、認定こども園3か所、幼稚園1か所において、保育・教育の一体的な提供を実施しています。

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	639 (175)	605 (169)	610 (182)	601 (166)	562 (136)
確保方策	885	879	872	856	826
特定教育· 保育施設	710	710	690	690	690
確認を受け ない幼稚園	175	169	182	166	136
過不足	246	274	262	255	264

<sup>※()</sup>内は確認を受けない幼稚園の利用実績

#### 【量の見込みと確保方策】

1号認定については、町内の幼稚園等により必要な事業量は確保できる見込みです。 さらに、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、幼稚園在園児の定期的 な一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用 定員総数)	563	516	470	434	417
確保方策	818	752	730	720	714
特定教育· 保育施設	680	620	603	603	603
確認を受け ない幼稚園	138	132	127	117	111
過不足	255	209	260	286	297

#### (2) 認定こども園及び認可保育所(2号認定)

#### 【事業概要】

保護者の就労などにより家庭で保育できない子どもを、「特定教育・保育施設(保育所 (園)・認定こども園)」、において保育を行うものです。

#### 【現状】

本町では、保育所7か所、認定こども園3か所において、家庭で保育のできない子ど もの保育を実施しています。

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	547	535	538	578	591
確保方策	559	559	569	653	653
特定教育・ 保育施設	559	559	569	653	653
過不足	12	24	31	75	62

#### 【量の見込みと確保方策】

町内保育所(園)の利用定員(県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員)を設定しました。

また、令和4年度の施設の整備により量の見込みの確保を図ります。

区分	令和 2 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用 定員総数)	606	648	691	689	692
確保方策	657	657	743	743	743
特定教育・ 保育施設	653	653	739	739	739
企業主導型 保育事業の 地域枠	4	4	4	4	4
過不足	51	9	52	54	51

#### (3)認定こども園及び認可保育所、特定地域型保育事業(3号認定)

#### 【事業概要】

保護者の就労などにより家庭で保育できない子どもの保育を行うものです。なお、特定地域型保育事業は0~2歳児までを対象とした「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4事業があります。

#### 【現状】

本町では、保育所7か所、認定こども園1か所、小規模保育所3か所、家庭的保育3 か所において、家庭で保育のできない子どもの保育を実施しています。

(単位:人)

区分	平成 2	7 年度	平成 2	8 年度	平成 2	9 年度	平成 3	0 年度	令和元	年度
	0歳	1,2 歳	0歳	1,2 歳						
実績	53	314	46	331	59	337	62	365	58	371
確保方策	92	319	98	332	97	330	115	378	120	391
特定教育・ 保育施設	87	299	87	299	87	299	105	347	105	347
特定地域型 保育事業	5	20	11	33	10	31	10	31	15	44
過不足	39	5	52	1	38	△7	53	13	62	20

#### 【量の見込みと確保方策】

町内保育所(園)の利用定員(県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員)を設定しました。

また、令和4年度の施設の整備により量の見込みの確保を図ります。

区分	令和 2	2 年度	令和3	3年度	令和4	4年度	令和 5	5年度	令和 6	5年度
	0 歳	1,2 歳	0 歳	1,2 歳	0 歳	1,2 歳	0 歳	1,2 歳	0 歳	1,2 歳
量の見込み (必要利用 定員総数)	63	367	66	386	70	405	74	416	77	424
確保方策	122	395	122	395	131	443	131	443	131	443
特定教育· 保育施設	105	347	105	347	114	395	114	395	114	395
特定地域型 保育事業	15	44	15	44	15	44	15	44	15	44
企業主導型 保育事業の 地域枠	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4
過不足	59	28	56	9	61	38	57	27	54	19

## ■0~2 歳児童の保育率

0~2 歳児童の保育率は、平成31年4月1日現在で39.4%となっており、国から示された基本指針等に従って、計画期間における0~2歳児童の保育率を次のとおり定めます。

(単位:人、%)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童数	1,139	1,126	1,113	1,068	1,088
保育所(園) 児童数	367	377	396	427	429
保育率	32.2	33.5	35.6	40.0	39.4

(単位:人、%)

区分	令和 2 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数	1,048	1,030	1,015	1,000	987
保育所(園) 児童数	430	452	475	490	501
保育率	41.0	43.9	46.8	49.0	50.8



## 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。 また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

#### ■地域子ども・子育て支援事業

	事業	事業内容	対象年齢等
1	利用者支援事業	○基本型:子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 ○母子保健型:子育て世代包括支援センター等で、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する事業	0~5歳、 小学1~6年生
2	地域子育て支援拠 点事業	公共施設や保育所(園)等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業	0~2歳
3	妊産婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康 診査を実施する事業	妊産婦
4	乳児家庭全戸訪問 事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に助産師・保健師・看護師・母子保健推進員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業	出生時など
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の 養育能力を向上させるための支援(相談、育児支援など) を行う事業	児童、保護者、
	子どもを守る地域 ネットワーク機能 強化事業	要保護児童対策地域協議会の連携強化事業	妊婦
6	子育て短期支援事 業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	O ~18歳
7	子育て援助活動支 援事業 (ファミリ ー・サポート・セン ター事業)	児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	0~5歳、 小学1~6年生
8	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育) 保育所(園)その他の場所での一時預かり	3~5歳
9	延長保育事業 (時間外保育事業)	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応 するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を 図る事業	0~5歳

## ■地域子ども・子育て支援事業

	事業事業内容						
100	病児・病後児・体調不良児保育事業	○病児対応型:病気やけがの回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない時、保護者がやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、施設において一時的に保育を行う事業 ○病後児対応型:病気やけがの回復期であり集団保育には適していない時、保護者がやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、施設において一時的に保育を行う事業 ○体調不良児対応型:保育所に通所している児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、専用スペースにおいて一時的に保育を行う事業	0~5歳、 小学1~6年生				
•	放課後児童健全育 成事業(放課後児 童クラブ)	仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、 放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育 成を図る事業	小学 1 ~ 6 年生				
1	放課後子ども教室	小学校全学年を対象として、放課後の安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との 交流活動等の取り組みを推進する事業	小学(~6年生)				
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育施設において、保護者の世帯所得の状況 等を勘案して、各施設で実費徴収を行うことができるこ ととされている費用について助成する事業	保護者				
13	多様な主体が本制 度に参入すること を促進するための 事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定 教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者				



計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び確保の内容は以下のとおりです。

#### (1)利用者支援事業

- 〇基本型:子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援 事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関と の連絡調整等を実施する事業です。
- 〇母子保健型:子育て世代包括支援センター等で、妊娠期から子育て期にわたるまでの 母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専 門的な見地から相談支援等を実施する事業です。

#### 【現状】

町内2か所で実施しています。

(単位:か所)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	0	0	0	0	1

#### 【量の見込みと確保方策】

「基本型」1か所、「母子保健型」1か所で、必要な事業量の確保を図ります。

(単位:か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所(園)等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所 を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

#### 【現状】

町内2か所の保育園において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

(単位:人回/年、か所)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	9,110	9,250	11,458	9,981	11,000
実施か所数	2	2	2	2	2

#### 【量の見込みと確保方策】

確保方策等については、今後も町内の保育所(園)等により、必要な事業量の確保を図ります。

(単位:人回/年、か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
確保方策	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
か所数	2	2	2	2	2

#### (3) 妊産婦健康診査

妊産婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

#### 【現状】

定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心、安全な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期に健診を受けるよう促しています。

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	410	391	354	328	330

#### 【量の見込みと確保方策】

定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心、安全な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期に健診を受けるよう促していきます。今後も、医師会等との連携のもと、 県内の医療機関・助産所における受診機会の提供を図るとともに、引き続き県外の医療機関等における受診も可能とし、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
量の見込み	330	330	330	330	330		
確保方策	実施場所:各医療機関での個別健診						
	実施体制:母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票を発行						
	検査項目:厚生労働省が示す検査項目						
	実施時期:通年						

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師・看護師・母子保健推進員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

#### 【現状】

町内の乳児(生後4か月まで)のいるすべての家庭に対し、保健師、助産師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	331	339	312	313	320

#### 【量の見込みと確保方策】

引き続き、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問では、子育てに関する情報提供並びに乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の 把握を行い、訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、養育支援訪問事業 をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

区分	令和 2 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
量の見込み	320	320	320	320	320		
確保方策	実施体制:保健	実施体制:保健師、助産師					
	実施機関:健康づくり課						

#### (5) -1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための 支援(相談、育児支援など)を行う事業です。

#### 【現状】

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町の関係課の保健師、助産師(委嘱)等が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	8	4	4	12	15

#### 【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。引き続き、乳児家庭全戸訪問 事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、必要な事業量の確保を図ります。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
量の見込み	15	15	15	15	15		
確保方策	実施体制:保健	実施体制:保健師、助産師					
	実施機関:健康づくり課						

#### (5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関が地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。

#### 【現状】

本町における要保護児童対策地域協議会では、実務者会議を開催しています。そのほか、必要に応じて個別検討会議を行い、要保護児童等に対する支援を実施しています。 さらに、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応のスキルアップを図るため、 県等が実施する専門研修に参加しています。

(単位:件)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談実績	55	51	63	77	80

#### 【量の見込みと確保方策】

今後も現在の取り組みを継続しつつ、国の動向を踏まえながら必要に応じて新たな事業の展開を検討します。

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	85	85	85	85	85

#### (6)子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子 どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う(トワイライトステイ含 む)事業です。

#### 【現状】

保護が必要となる事案が発生した場合は、近隣市町村の児童福祉施設等と連携し、対応しています。

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	5	7	35	13	15

#### 【量の見込みと確保方策】

引き続き、児童福祉施設等と連携を図りながら対応するとともに、幅広く事業の周知を図り、子育て家庭の負担軽減に努めます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	35	35	35	35	35
確保方策	35	35	35	35	35

#### (7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

就学児の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業(ファミリー・サポート・センター事業)です。

#### 【現状】

本町では、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を実施しています。

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	40	104	91	135	70

#### 【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。就学児の利用を想定した対応 を図ります。就学児童をもつ依頼会員の掘り起しのため本制度の周知を図るとともに、 提供会員の拡大と安定的な確保に努め、必要な事業量の確保を図ります。

区分	令和 2 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	110	110	110	110	110
確保方策	110	110	110	110	110

#### (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育所(園) その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

確保方策については、量の見込みに対して幼稚園や保育所(園)等の既存の受け入れ 体制で対応可能と想定しています。

## ① 幼稚園在園児を対象とした一時預かり

#### 【現状】

幼稚園及び認定こども園 23 か所において、預かり保育を実施しています。

(単位:人日/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	5,495	6,224	5,232	4,498	4,751
実施か所数	23	23	23	23	23

#### 【量の見込みと確保方策】

本事業については、ニーズ量を必要な事業量として見込んでいます。幼稚園及び認定 こども園 23 か所において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図 ります。

(単位:人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20,411	20,194	20,044	19,327	18,994
確保方策	20,411	20,194	20,044	19,327	18,994
か所	23	23	23	23	23

# ② 保育所(園) その他の場所での一時預かり(ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む)

#### 【現状】

本町では、保育所及び認定こども園7か所において、一時預かり事業を実施しています。 また、育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者に対してファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

(単位:人日/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	1,320	808	906	649	753
実施か所数	7	7	7	7	7

#### 【量の見込みと確保方策】

町内の保育所(園)、認定こども園の7か所において実施する一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)による提供体制も確保します。特に、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)については、社会福祉協議会と連携しながら、本制度のさらなる周知を図るとともに、提供会員の拡大と安定的な確保に努めます。

(単位:人日/年)

	区分	令和 2 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
틀	量の見込み	800	800	800	800	800
	確保方策	800	800	800	800	800
	一時預かり	723	723	723	723	723
	ファミリー・ サポート・ センター	77	77	77	77	77
	か所	7	7	7	7	7

#### (9)延長保育事業(時間外保育事業)

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を 超えて保育需要への対応を図る事業です。

#### 【現状】

本町では、保育必要量(保育短時間・保育標準時間)の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合には、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。 このうち、町内5か所では、保育標準時間である最大11時間を超えた受け入れを実施しています。

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	245	276	275	304	327
実施か所数	5	5	5	5	5

#### 【量の見込みと確保方策】

利用実績を踏まえ、算出されたニーズ量を上回る事業量を見込むこととし、保育園及び認定こども園の延長保育の実施により、事業量の確保に努めます。

区分	令和 2 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	342	363	385	389	394
確保方策	342	363	385	389	394
か所	5	5	5	5	5

## (10) 病児・病後児・体調不良児保育事業

- ○病児対応型:病気やけがの回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が 認められない時、保護者がやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、施設 において一時的に保育を行う事業です。
- ○病後児対応型:病気やけがの回復期であり集団保育には適していない時、保護者がや むを得ない理由により家庭で看護できない場合に、施設において一時的に保育を行う 事業です。
- ○体調不良児対応型:保育所に通所している児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」 となった場合において、専用スペースにおいて一時的に保育を行う事業です。

#### 【現状】

町内3か所で病後児保育を実施しています。体調不良児保育については、町内1か所で実施しています。

(単位:人日/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	34	20	29	304	310

#### 【量の見込みと確保方策】

病後児保育については3か所の定員により、体調不良児保育については1か所の定員により、見込み量に対し提供量が確保できる見通しとなっています。病児保育に関しては令和3年度から1か所の実施を想定しています。

(単位:人日/年)

区分	令和 2 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	320	408	437	464	492
確保方策	320	408	437	464	492
病児対応型	0	90	120	150	180
病後児対応型	114	112	111	108	106
体調不良児 対応型	206	206	206	206	206
ファミリー・ サポート・ センター	0	0	0	0	0

#### (11) 新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。

#### ① 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の 場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### 【現状】

本町では、放課後児童クラブ 18 か所において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。

また、障害のある子どもへの対応については、町の関係課と連携を図りながら、適切 な配慮に努めています。

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	771	861	920	922	973
1~3年生	547	626	680	649	639
4~6年生	224	234	240	273	334
クラブ数	14	16	17	18	18

#### 【量の見込みと確保方策】

既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。なお、放課後児童 クラブが整備されていない学区については、施設整備の検討を行うほか、他学区の施設 への送迎や民間施設との連携を図り、放課後の居場所の確保に努めます。

また、障害のある子どもへの対応については、町の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

(単位:人)

区分	令和 2 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1~3年生	660	660	660	660	660
4~6年生	340	340	340	340	340
確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1~3年生	660	660	660	660	660
4~6年生	340	340	340	340	340
クラブ数	18	18	18	18	18
子ども教室と の一体型クラ ブ数	7	7	7	6	6

#### ② 放課後子ども教室事業

放課後子ども教室は、小学校全学年を対象として、放課後の安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業です。

#### 【現状】

本町では、子どもたちが放課後等に安全・安心に活動できる場所として、小学校施設 (余裕教室・体育館・グランド等)を活用し、自由な遊び、スポーツ、自主活動、創作 体験活動などを行っています。町内7か所で週1回開催しています。

また、障害のある子どもへの対応については、町の関係課と連携を図りながら、適切 な配慮に努めています。

(単位:か所)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
教室数	8	8	8	7	7

#### 【量の見込みと確保方策】

児童が参加する事業であること、学校の施設等を使用していることなどから、学校と 連携して事業の推進を図ります。

また、障害のある子どもへの対応については、町の関係課と連携を図りながら、適切 な配慮に努めます。

(単位:か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教室数	7	7	7	6	6

#### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設において、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設で実費徴収を行うことができることとされている費用について助成する事業です。

#### 【現状】

これまでの日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は 行事への参加に要する費用の助成に加えて、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子 ども・子育て支援法で新制度に移行していない幼稚園における副食費の実費徴収分の補 助が追加され、令和元年 10 月より実施しています。

#### 【確保方策】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき 日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要す る費用等を助成します。

新制度に移行していない幼稚園において、実費徴収を行っている副食費について、低所得者 世帯及び一定の要件を満たす第3子以降の子どもを対象に費用の一部を補助します。

#### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

## 4 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって

#### (1) 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、早期に切り上げたりする状況があれば、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスが保たれているとは言えません。 産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、子ども家庭課窓口や地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めるとともに、教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備を図ります。

#### (2)質の高い教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表者等による情報交換や 研究を推進し、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供に努めていきます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏ま えて、子どもの育ちを大切にする教育・保育を実践します。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、茨城県と連携し、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザー等の配置や確保等に努めます。

#### (3) 町が行う支援

認定こども園、幼稚園及び保育所が、幼児期の教育・保育の良さを生かした園づくり、 園運営を行うと共に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保 育所保育指針等を踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、研修 等を通じ、質の高い教育・保育の確保や人材育成に努めていきます。

#### (4)教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業相互間で情報を共有し、協力体制 を構築するなど、その連携に努めます。

#### (5) 幼稚園から認定こども園への移行に対する支援

各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、認定こども園への 移行を希望する幼稚園からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等 についての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。

幼稚園から認定こども園へ移行するに当たり、国や県において財政支援事業がある場合は、当該事業の活用についても支援します。

#### (6)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

# (7)地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

教育・保育施設等を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての子ども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような 親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

#### (8)外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において海外から帰国した幼児 外国人幼児 両親が国際結婚の幼児 など外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう 保護者及び教育・保育 施設等に対し必要な支援を図るとともに 円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の 理解と配慮の促進に努めます。

# 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

## 基本目標1 すべての子育て家庭を支える

## 1 教育・保育サービスの充実

子育て家庭の希望を叶えることができるよう、子どもや子育て家庭の実情を踏まえながら、幼児期の教育・保育の充実を図ります。

また、「子育て安心プラン」を踏まえ、すべての子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

さらに、女性の就業率の変化などから、安心して仕事と子育てを両立できる環境が求められています。様々なニーズに対応するため、多様な保育サービスの充実を図ります。

#### 具体的な取組

事業名	事業概要	担当課等
	○満一歳以下の児童に対する保育事業を実施します。	
	・公立保育所:生後8週から受入を3か所。	
	・私立保育園:生後8週からの受入を3か所、生後3か月か	
   乳児保育事業	らの受入を 1 か所。	
1. 【継続】	・幼保連携型認定こども園:生後3か月からの受入を1か所。	子ども家庭課
【	・家庭的保育所(3ヶ所):生後6ヶ月~2歳	
	・小規模保育事業所(3 ケ所):生後 3 ケ月〜2 歳	
	○保育の希望者の推移を注視し、保育施設の定員変更や、家庭的	
	保育事業所及び小規模保育事業所の増設を検討していきます。	
	○保護者のやむを得ない事由により児童の保育が困難な場合、保	
一時保育事業	育所で一時的な保育(緊急一時保育サービス)を実施します。	
「継続】	$\bigcirc$ 各保育所(園)において、 $1$ 日 $3$ 名 $\sim$ $5$ 名の受入を実施します。	子ども家庭課
【	○冠婚葬祭等のほか、育児疲れの軽減を図るためのリフレッシ	
	ュ保育の推進を図ります。	
	〇病気やけがの回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状	
病児保育事業	の急変が認められない時、保護者がやむを得ない理由により	
,	家庭で看護できない場合に、一時的に児童を預かり病児保育	子ども家庭課
【新規(R3年度)】	施設において保育を実施します。	
	〇町内病院で実施予定。	

事業名	事業概要	担当課等
病後児保育事業 【継続】	<ul><li>○病気やけがの回復期であり集団保育には適していない時、保護者がやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、一時的に児童を預かり、病後児保育室において保育を実施します。</li><li>○私立保育園3か所において実施します。</li></ul>	子ども家庭課
体調不良児保育事 業【継続】	<ul><li>○保育所に通所している児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、専用スペースにおいて一時的に保育を行う事業です。</li><li>○私立保育園1か所において実施します。</li></ul>	子ども家庭課
子育て短期支援事業(ショートステイ事業) 【継続】	<ul><li>○保護者の病気、育児疲れ、家事都合等で、児童の養育が一時的に困難になったときに、短期間、児童養護施設等において預かりをします。</li><li>○事業の周知活動を推進、及び近隣市町村の児童福祉施設等への委託を検討し、ニーズに対応していきます。</li></ul>	子ども家庭課
実費徴収に係る補 足給付を行う事業 【継続(R元年度 から一部新規)】	○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。 新制度に移行していない幼稚園において、実費徴収を行っている副食費について、低所得者世帯及び一定の要件を満たす第3子以降の子どもを対象に費用の一部を補助します。	子ども家庭課
民間事業者等の多様な主体が、本制度に参入することを促進するための事業 【継続】	<ul><li>○民間事業者の参入の促進に関する調査研究や設置・運営を促進するための事業です。</li><li>○新規参入が見込まれる場合には、事業の導入について検討します。</li></ul>	子ども家庭課
保育所入所待機児 童の解消 【継続】	○保育需要等に配慮し、民間による保育施設の整備を推進します。 ○本計画において、現状を注視し、必要に応じて修正等を行い、 適正な施設整備に努めます。	子ども家庭課
保育所の役割・機 能強化活動 【継続】	<ul><li>○公立保育所へ子育て相談窓口を設置し、入所児童とその保護者、並びに身近な地域の子育て家庭に対する、相談・支援を実施します。</li><li>○身近な子育て支援センター的役割を持たせていきます。</li></ul>	子ども家庭課
教育・保育施設の利 用者負担額の軽減 【継続】	○教育・保育施設の利用者負担額を国の基準より軽減して設定 します。	子ども家庭課

## 2 地域における子育て支援サービスの充実

訪問や面接、電話等により、いつでも気軽に相談できるよう、保健師・助産師等の体制の充実を図ります。また、それぞれの生活背景に応じた保健指導を実施し、妊産婦や乳幼児の健康増進・育児支援を図ります。

子育てに関する各種情報の提供を行うため、ホームページや情報誌等の充実を図ります。 また、子育て中の親の周囲で支援している人に向けても子育て情報の提供を行います。

#### 具体的な取組

事業名	事業概要	担当課等
	○子育ての援助を受けたい人と行いたい人を会員とする相互	
ファミリー・サポー	援助組織により、保育所等への送迎、一時的な預かり保育等	
ト・センター事業の	を行うファミリー・サポート・センター事業(社会福祉協議	フドナ党原部
推進	会への委託事業)を実施します。	子ども家庭課
【継続】	○情報交換会への出席のほか、必要に応じ近隣自治体への情報	
	収集を行うなど、事業内容について検討し、改善を図ります。	
	○子育て等に対する相談・情報提供・交流の場の提供・育児サ	
	ークル等の支援活動や、関係機関、団体等との連携を図りな	
	がら、地域の子育て家庭並びに妊産婦に対する支援活動を実	
地域子育て支援セン	施します。	子育て支援
ター	○公立 1 か所、私立 1 か所計 2 か所の地域子育て支援センタ	サ月 (又版)
【継続】	ーで実施します。	629-
	○地域子育て支援センターの事業の周知活動に努めます。	
	○町立保育所へ子育て相談窓口を設置し、身近な子育て支援セ	
	ンター的役割を持たせます。	
	○中郷保育所敷地内の地域子育て支援センターにおいて、独自	
地域子育て支援セ	に編集した「子育てハンドブック」の作成配布や広報媒体を	
ンターの情報提供	利用した情報提供活動を実施します。	子育て支援
活動	○地域子育て支援センターによる町全体の子育て支援等に関	センター
【継続】	する情報の収集、発信の一元化を図り、情報提供の充実に努	
	めます。	
	○地域子育て支援センターにおいて、町内の子育て支援に携わ	
   子育て支援ネット	る機関、団体等で構成するネットワーク会議を設置し、ネッ	
リーク会議活動	トワークづくりを推進します。	子育て支援
【継続】	○地域子育て支援センターを子育て支援のネットワークのリ	センター
▲ 中性 市沙山 』	ーダー機関として確立し「子育て支援ネットワーク会議」の	
	機能強化を図っていきます。	

## 3 地域における子どもの居場所づくり

子どもたちの豊かな人間性や生きる力を育むためには、子どもたち自身が自主的に参加し、自由に遊べ、安心して過ごせるよう、家庭、学校、地域がそれぞれの教育機能を発揮し、地域社会全体で子どもを育てる環境を整備していくことが必要です。

このようなことから、全ての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・ 活動を行うことができるよう、国から「新・放課後子ども総合プラン」として、放課後 児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性が示されています。

今後も、子どもの安全・安心な居場所づくりを充実します。

#### 具体的な取組

### (1) 放課後子ども総合プランの推進

事業名	事業概要	担当課等
	○総合的な放課後児童対策として、「阿見町放課後子どもプラン」	
   放課後子どもプラ	に位置づけている子どもプラン事業を実施するために教育委	
放課後するもとう /	員会と保健福祉部局が連携して、放課後等の安全・安心な子ど	   子ども家庭課
│ ▽事未 │ 【継続】	もの居場所づくりと就労家庭の子育て支援を推進します。	一丁とも豕庭珠
<b>▼</b> 本本 本	○教育委員会と保健福祉部局が連携を図りながら事業の検証と	
	プランの推進方策を検討していきます。	

#### ■実施に向けた取り組み

- ・現在本町では、放課後児童クラブ、放課後子ども教室とも、すべての学校で実施しています。
- ・放課後児童クラブ支援員と放課後子ども教室教育活動推進員の連携により、放課後子ども教室 終了後に児童が安全に移動できるようにします。
- ・教育委員会と保健福祉部局が連携して各学校と協議することにより、「放課後子ども総合プラン」の必要性、意義等について説明を行い、連携方策について理解を促します。
- ・余裕教室などの活用状況等について、定期的に教育委員会、保健福祉部部局、各学校が協議を 行います。
- ・今後の学校統廃合に伴う、放課後子ども総合プランの実施場所について教育委員会、保健福祉 部福祉部局、各学校が協議を行います。
- ・特別な配慮を必要とする児童への対応については、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における施設設備等の対応とともに支援員等のスタッフの資質向上を図ります。また、当該児童が利用しやすいようプログラムの内容の検討や安全面への配慮を行い、安心して過ごすことができるよう努めていきます。

	○小学校に就学している児童でその保護者が労働等により昼間家庭	
放課後児童健全育	にいない児童を対象に、授業の終了後に学校施設や専用施設を活用	
成事業(放課後児	し、適切な遊び及び生活の場を提供しています。	子ども家庭課
童クラブ事業)	○放課後児童クラブは、小学校区単位で実施しています。	ナムも
【継続】	○「阿見町放課後子どもプラン」に定められた総合的な放課後対策	
	事業の一環として放課後児童クラブを実施しています。	

事業名	事業概要	担当課等
	○「阿見町放課後子どもプラン」に位置づけられる、放課後子ど	
	も教室を平成 22 年度から実施しています。平日の週 1 日、	
放課後子ども教室	体育館や校庭等の学校施設を利用して、授業終了後に、自由	
事業	遊びやスポーツ、学習、創作体験活動等を実施しています。	子ども家庭課
【継続】	○児童・保護者・地域の住民に対してホームページや広報誌等	
	で事業の周知、PR に努めます。また、事業内容を充実させる	
	ため、教育活動推進員の確保に努めます。	

# (2) 多様な体験活動の充実

事業名	事業概要	担当課等
	○地域の中で子ども達が、自由に出入りできる「安全な居場所」	
	として広く開放し、子どもたちの自発的な活動を尊重しなが	
	ら、健全な遊びの提供や遊びのきっかけづくりの援助、また、	
	親子への子育て支援や母親クラブ等の地域組織活動の育成助	
児童館事業	長を図ります。	児童館
【継続】	○特別支援学校生児童クラブを総合保健福祉会館内で週2回実	子ども家庭課
	施しています。	
	○学校区児童館の老朽化対策にあたっては、児童館としての機	
	能及び近接する地域子育て支援センターの機能を持つ複合施	
	設として、整備計画を検討していきます。	
   少年少女チャレン	○学校 (小学校) 外活動をとおして、隠れた自分を見つけるとと	
ジャラダデャレン	もに、友達づくりや思いやりの心を育みます。	生涯学習課 生涯学習課
ン教皇   【継続】	○各公民館及び各ふれあいセンターで事業内容を検討し、子ど	工匠子自际
₹ 小座 利	もたちがより興味を示すような事業を実施します。	
	○球技大会、野外活動、バドミントン大会等を計画し、地域の融	
  子ども会育成事業	和と連帯感を育み、心身ともにたくましい子どもを育成する活	
「 【継続】	動を行います。	生涯学習課
【和生作元】	○年々少子化傾向により、参加人数が減少していますが、事業	
	計画に基づき継続的に実施をします。	
	○保育所児童と地域の高齢者や小学生などがさまざまな行事等	
保育所地域活動事業	を通じて交流を図ります。	保育所
【継続】	○引き続き、地域の高齢者グループ、小学校などと連携して継	体自力
	続していきます。	

## 4 子育てに対する経済的支援

妊娠・出産から、日々の子どもの成長を見守ることで子どもを持つこの上ない喜びを 感じている反面、子育て世帯、保護者はその子どもたちが社会人として自立するまでの 経済的負担に対する不安が大きくなっています。

本町では、児童手当の支給を始め保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学に当たっての援助をするなど経済的負担の軽減に努めてきました。

今後も厳しい財政状況の中において、安心して子どもを産み育てることができる環境 づくりに向けた経済的支援をします。

事業名	事業概要	担当課等
要保護及び準要保 護児童生徒就学援 助事業 【継続】	<ul><li>○経済的な理由により、小学校または中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費、医療費等必要な援助をします。</li><li>○申請に基づく制度のため、申請漏れ等が無いよう制度の周知を図り、援助を必要としている保護者を支援します。</li></ul>	学校教育課
新入生入学お祝い 品事業【新規】	○小学校等に入学予定の新一年生に対し入学祝い品としてランドセルを贈呈します。	学校教育課
養育医療給付事業【継続】	○1歳未満の入院治療を必要とする未熟児に対して、その治療 に要する医療費を公費により負担します。	健康づくり課
妊産婦医療福祉費 助成事業 【継続】	<ul><li>○妊娠の届出月から出産月の翌月までの期間、所得が基準以下の妊産婦に対し、医療費の一部を助成します。</li><li>○見やすく、わかりやすい広報誌・ホームページ等への掲載や窓口での案内、関係各課との連携により、制度の周知・啓発に努めます。</li></ul>	国保年金課
小児医療福祉費助 成事業 【継続】	○0歳から18歳に対し、医療費の一部を助成します。 ○見やすく、わかりやすい広報誌・ホームページ等への掲載や 窓口での案内、関係各課との連携により、制度の周知・啓発に 努めます。	国保年金課

# 基本目標2 人権、いのち、健康を守る

## 1 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援

少子化や晩産化の傾向が高まる中にあって、全ての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安全に、安心して行うため、健康診査や保健指導の充実を図り、関係機関との連携体制を整備するなど、継続した母子の健康の確保を図るための環境の整備を推進します。また、妊娠期からの継続した切れ目のない母子保健サービスを一層充実させ、育児や子どもの発達に関する様々な不安や問題を早期に発見し、継続した支援をより一層推進

#### 具体的な取組

します。

事業名	事業概要	担当課等
子育て世代包括支	〇妊産婦及び主に就学前までの乳幼児等の状況を継続的・包括	
援センター(母子	的に把握し、妊娠・出産・子育てに関する相談に保健師等の専	
保健型)事業	門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を	健康づくり課
【新規(R元年	行うことにより、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支	
度)】	援を行います。	
   好産婦健康診査事業	○妊娠中に、14回分の健康診査受診券を発行し、安全な妊娠・	
【継続(産婦健診は	出産の体制を確保します。	
R元年度から実	○出産後間もない時期における産婦健康診査 2 回分にかかる費	健康づくり課
施)】	用の助成を行います。母体の身体的機能の回復や精神状態等	
ле) <b>1</b>	を把握し、産後うつや虐待予防等を図ります。	
マタニティクラス	○妊娠・出産に対する不安が軽減され,安心して出産に臨める	
事業	よう適切な情報を提供します。	健康づくり課
【継続】	○妊婦やその家族の仲間づくりの場となるよう支援します。	
	〇出産後、家族等から家事や育児等の援助が受けられず、育児	
産後ケア事業	支援を必要としている母子に対して、宿泊や通所により、個々	健康づくり課
【新規(R元年度)】	の状況に応じた心身のケアや育児サポートを行い、安心して	(建塚 ノ くり)味
	子育てができるよう産後の生活を支援します。	
特定不妊治療費助	〇子どもを望む夫婦に対し、医療保険適用外の不妊治療費の一	77.
成事業【継続】	部を助成し,経済的負担の軽減を図ります。	健康づくり課
不育症治療費助成	○少子化対策の一環として,医療保険適用外の不育症検査及び治	
事業【新規】	療に係る費用の一部を助成し,経済的負担の軽減を図ります。	健康づくり課
	○出産後まもない新生児に対する、聴覚検査に係る費用の一部	
<b>近先旧场学校本市</b> 學	を助成し経済的負担の軽減を図ります。	
新生児聴覚検査事業	○新生児訪問や乳児健康診査等で,新生児聴覚検査の受診状況	健康づくり課
【新規】	や受診結果を把握し,支援が必要な対象者には適切に保健指	
	導を行います。	

事業名	事業概要	担当課等
フッ化物洗口推進事 業【新規 (R 元年度)】	○町内幼稚園・保育園等の集団生活の場で、むし歯予防に効果的なフッ化物洗口を実施できるよう、未実施の園に対して、効果や実施方法を説明し継続的なむし歯予防の取り組みを推進します。	健康づくり課
乳幼児健康診査事業【継続】	<ul> <li>○子どもの健康な発育のために、4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健康診査・3歳6か月児健康診査を実施します。また、医療機関健診として1歳未満児に受診券を発行します。</li> <li>○未受診者については、子ども家庭課と連携し、早期に状況把握を行うともに受診勧奨を行います。</li> </ul>	健康づくり課
新生児訪問・こんに ちは赤ちゃん訪問 事業 【継続】	<ul><li>○新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を行い、子どもの発育 状況・母体の健康状態の確認と養育の方法について助言、指導 を行います。</li><li>○特定妊婦については、妊娠中から支援を開始し、出産後なる べく早期に訪問指導を行い虐待予防に努めます。</li></ul>	健康づくり課
乳幼児訪問事業【継続】	<ul><li>①乳幼児健康診査未受診者の健康状態、養育状況の確認を行います。また、経過観察が必要な場合や訪問希望者についても、必要に応じて助言、指導を行います。</li><li>○乳幼児健診未受診者の状況確認については、子ども家庭課と連携し全数の把握に努めます。</li></ul>	健康づくり課
健診事後相談事業【継続】	<ul><li>○健康診査等で発育・発達の遅れなどにより支援が必要な親子に対し、相談事業を実施します。</li><li>○子ども家庭課(保育所・地域子育て支援センター等)・幼稚園等と連携し、相談事業を実施します。</li></ul>	健康づくり課
離乳食教室	○離乳食について、講義・実習・試食を通して情報提供を行います。また、望ましい食習慣の習得を支援します。	健康づくり課
栄養教諭配置事業 【継続】	<ul> <li>○栄養教諭を配置し、望ましい食習慣の形成と食の自己管理能力を育みます。</li> <li>○栄養教諭を中心に学校教育活動全体で行います。朝食摂取率100%を目指し、豊かな心を育てる給食時間の工夫を行っていきます</li> <li>○学校農園の支援や出前授業、体験学習の充実を図ります。</li> <li>○食に関する指導目標を生かした全体計画の見直しを行っていきます。</li> </ul>	指導室
こども健康相談 【継続】	○乳児の生活全般にわたり、養育方法の指導・相談を行い、子育 て支援を行います。	健康づくり課
稲敷地域小児救急 医療輪番制 【継続】	○平日夜間及び日曜日における小児の救急医療確保のため、東京医科大学茨城医療センター、龍ケ崎済生会病院、つくばセントラル病院、牛久愛和総合病院による輪番制を実施します。	健康づくり課
保育所、小・中学校 への給食訪問事業 (食に関する指導) 【継続】	○給食センターと保育所、小・中学校等の連携を図り、児童生徒へ の正しい食事のあり方や望ましい食習慣についての指導を実施 します。	給食センター

# 2 児童虐待防止対策の充実

現在も増加・複雑化している児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、母子保健活動における相談業務を始め、学校、保育所等の子どもに関わる機関の日常業務において、虐待防止、親子支援の視点をもつことで、その発生予防と早期発見に取り組みます。

また、要保護児童対策地域協議会において、子どもへの虐待の予防や早期発見、また、 長期的な視野での保護者や家族への支援ができる体制の充実を図ります。

事業名	事業概要	担当課等
要保護児童対策事 業(児童虐待対策 事業) 【継続】	<ul> <li>○関係機関、団体等の代表者で構成する要保護児童対策地域協議会、及びケース検討会議を活用し、連携を図りながら必要に応じて保護や指導支援を実施します。</li> <li>○要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関との情報を共有し、適切な連携体制を図っていきます。</li> <li>○児童虐待や育児放棄などの身近な相談窓口となる役場内担当部署の体制強化を図っていきます。</li> <li>○保護者が経済的理由や精神不安などにより養育困難になる相談が多いので、医療機関との連携、自立支援に向けての福祉サービス等、保護者への支援を行います。</li> </ul>	子ども家庭課
子ども家庭総合支 援拠点の開設 【新規】	〇児童・家庭総合相談窓口を発展させ、すべての子どもとその 家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援 に係る業務全般を行う子ども家庭総合支援拠点を令和4年度 までに開設を目指します。	子ども家庭課

## 3 障害児や発達障害を抱えた子どもやその保護者に対する支援

発達の遅れや障害のある子どもへの支援については、「阿見町 第4次障害者基本計画 ~あみ・あい・プラン~」に基づき、各種の施策を実施しています。心身に障害のある 子どもも障害のない子どもも同等に、権利と義務を持った町民として尊重されるととも に、社会の一員として、自らの選択によって自分らしく地域で生きいきと暮らせる環境 づくりを進めます。

事業名	事業概要	担当課等
	○障害がある児童、あるいは心身に発育遅滞をもよおす心配の	
障害児保育事業	ある児童の保育所での受け入れを実施します。	子ども家庭課
【継続】	○全公立保育所で実施します。私立保育園での受入れも推進して	
	いきます。	
	○就学前の障害児に対する日常生活における基本的な動作の指	
   障害児療育事業	導、集団生活への適応訓練など、保護者への相談支援等も行い	
11 = 30.3413 3 214	ます。	社会福祉課
【継続】 	○県立医療大学との連携により障害児に適切なサービスを提供	
	するとともに保護者への助言等を行っていきます。	
	○児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支	
│ │福祉サービス給付	援事業などの福祉サービスを提供します。	
事業	○障害者(児)で福祉サービスを利用しているすべての対象者	사 <u>수</u> 短시표
3 212	にサービス等利用計画を作成し、障害者等のニーズに合った	社会福祉課
【継続】 	サービスを支給するとともに、地域社会で生活できる居場所	
	の確保に努めます。	
	○身体障害手帳の 1・2 級及び 3 級の内部障害の交付を受けて	
	いる方、療育手帳の判定A以上の交付を受けている方、療育手	
   重度心身障害者医	帳の判定B及び身体障害者手帳の3級の両方の交付を受けて	
重度心身障害有医療福祉費助成事業 【継続】	いる方、障害基礎年金 1 級に該当する方で所得が基準以下の	国保年金課
	方に対し、医療費の一部を助成します。	国体 <u>中</u> 亚脉
	○見やすく、わかりやすい広報誌・ホームページ等への掲載や	
	窓口での案内、関係各課との連携により、制度の周知・啓発に	
	努めます。	

事業名	事業概要	担当課等
	○各学校において、学校での生活について支援が必要な児童生	
	徒に対して支援を行います。	
	○担任が授業を行う際に、生活補助が必要な児童生徒に寄り添	
特別支援教育支援	い、支援を行います。	
員配置事業	○学校生活の支援をしなければならない児童生徒が増える傾向	指導室
【継続】	にあるため、支援員の増員を検討していきます。	
	○今後も各校を訪問して、支援員と面談したり活動日記を確認	
	したりすることで、支援が必要な児童生徒に十分な支援がで	
	きているか確認、指導していきます。	
	○美浦特別支援学校やつくば特別支援学校、霞ヶ浦聾学校と、	
特別支援学校との	町の小中学校と行事などを通して交流をもち、友好を図りま	
交流事業	す。	指導室
【継続】	○学校間交流の回数を増やし、継続していきます。	
	○交流内容を充実させ、特別支援教育の推進を図ります。	
	○小学校に入学する幼児、阿見町の小中学校に通う児童生徒に対	
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	して、適切な教育が行われるよう、有識者を交えて判断する会	
教育支援委員会	議を開きます。	指導室
【継続】	○実態をより正確に把握し、委員会の充実に努めます。	
	○保育所・幼稚園への訪問回数を増やし、連携を図ります。	
	○福祉サービス、手当などに関しての周知活動を実施します。	
	○障害の理解などについて啓発活動を実施します。	
広報啓発・活動【継続】	○ホームページや広報あみによる周知活動を継続するととも	
	に、障害者世帯に福祉サービス・手当等に関するリーフレット	社会福祉課
	等を配布します。	
	○障害者週間に関する活動の充実、広報あみを利用した啓発活	
	動、作品発表の場を作るなど啓発活動を行います。	

## 4 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の自立支援のため、育児・就労・経済的問題など広い分野にわたる相談に適切に対応できる体制を強化し、多様な支援施策や社会資源などの情報を的確に提供できるよう、関係部署・機関・団体等と連携し相談機能の充実を図ります。

また、ひとり親家庭等が自立した生活を送るため、個々の状況に合わせた就業支援の 充実を図ります。資格・技能習得の支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、 より良い条件の就職・転職ができるよう支援体制の充実を図ります。

事業名	事業概要	担当課等
ひとり親家庭医療福祉費助成事業【継続】	<ul><li>○配偶者のいない家庭及び父又は母が障害者で医療福祉費助成制度を受けており、かつ、労働能力を失っている家庭などで、所得が基準以下の方に対して、医療費の一部を助成します。</li><li>○見やすくわかりやすい広報誌・ホームページ等への掲載や、窓口での案内、関係各課との連携により、制度の周知・啓発に努めます。</li></ul>	国保年金課
ひとり親家庭への 支援情報の提供活動 【継続】	<ul><li>○母子、寡婦、父子家庭等への各種支援事業について、パンフレット、広報媒体を利用して周知します。</li><li>○周知方法を検討し積極的な情報提供をしていきます。</li></ul>	子ども家庭課

# 5 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。国では、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。さらに、令和元年 11 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

今後も、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するため、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、より実効性の高い子どもの貧困対策に取り組む必要があります。

事業名	事業概要	担当課等
	○家庭環境や経済状況に左右されることなく、子どもの学力が	
	保障されるよう、学校教育の充実を図るとともに、学習に意	
子どもの教育・学	欲的に取り組める環境づくりを推進します。	子ども家庭課
習支援	〇子どもの教育の機会均等を図るため、教育に係る経済的負担	社会福祉課
【新規】	の軽減を図ります。学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラ	学校教育課
	ットフォームとして位置づけ、地域、教育委員会、福祉関連部	
	署と連携し、困難を抱えた子どもを支援します。	
	〇保護者が心身ともに健康に過ごせるよう支援するとともに、	
	家庭訪問や健診等の機会を通じて、支援が必要な保護者や子	
保護者と子どもの	どもの早期発見に努め、支援につなげます。	
保護者とするものは健康と生活支援	〇子育てをする保護者が孤立しないよう、子どもの年齢に応じ	子ども家庭課
【新規】	て、安心して過ごし相談できる居場所づくりを推進するととも	健康づくり課
「村川八九」	に、支援が必要な保護者や子どもの発見に努め、支援につなげ	
	ます。保護者の子育てを支援するとともに、養育に支援が必要	
	な家庭の発見及び情報共有を図り、必要な支援を行います。	
	〇生活困難な世帯の就労による自立を図るため、保護者の求職	
保護者の就労支援	活動を支援します。	子ども家庭課
【新規】	〇保護者が安心して仕事を継続できるよう、保育環境の整備を	社会福祉課
	図ります。	
経済的支援	○家庭の生活状況に応じた各種手当や医療、教育・保育等にか	
	かる費用に対する助成や減免等の経済的支援の充実により、	子ども家庭課
	安定した生活基盤の確保を図ります。	社会福祉課
LAVI ANT	〇生活困難な子育て世帯が安心して生活できるよう、居住の安	江五油油林
	定を支援します。	

# 基本目標3 子どもの豊かな育ちを支える

#### 1 次代の親の育成

家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力の向上が求められています。

本町では、福祉、保健、教育などさまざまな分野の関係機関が講座や事業を通じて、 家庭における教育の必要性、重要性について、理解を深めるための学習の機会を提供し ています。

今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行い、家庭における教育力と地域の教育力の向上を図る必要があります。

今後も地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大、地域の人材の発掘と活用に努めます。

事業名	事業概要	担当課等
ボランティア体験 推進事業 【継続】	<ul><li>○よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成及び道徳的実践力を育成します。</li><li>○小中学校が連携して、地区別に夏休みにゴミ拾いや、朝のあいさつ運動を行います。</li><li>○発達段階に応じた内容を工夫していきます。</li></ul>	指導室
職場体験推進事業【継続】	○夏休みに、各中学校の2年生が、2~5日間自分の希望する職場で働き、キャリア教育の推進を図っています。 ○保護者や地域と連携した、キャリア教育体制の確立を図ります。	指導室
家庭教育座談会事業	<ul> <li>○小・中学校において新入生を持つ保護者を対象に子育てや家庭教育に関する専門家等の意見を聞いたり、保護者同士の情報交換の機会を設け、家庭や学校、地域のネットワークづくりと家庭教育力の向上を図ります。</li> <li>○すべての保護者を対象とした事業の推進、参加者の拡大を図っていきます。</li> <li>○家庭教育力の底上げを図るため、保護者のニーズを取り入れた効果的な事業の推進を図ります。</li> </ul>	生涯学習課

事業名	事業概要	担当課等
家庭教育啓発事業【継続】	○家庭教育啓発ポスターの配布 町民に対し、家庭教育の重要性を啓発するため、茨城県で設定している「いばらきっ子わが家のおやくそく「8カ条」の中の1つの標語を活用し、家庭教育のための啓発ポスターを作成して、町内公共施設等に配付ししている。 ○家庭教育リーフレットの配付子どもにとって、すべての教育の原点となるのが家庭教育であることから、親は、子どもを育てるための意義や責任を理解し、必要な知識を得られる機会を充実させることが重要なことに鑑み、子どもの年齢に分けて家庭教育リーフレットを配布しています。	生涯学習課
家庭教育講演会 開催事業 【継続】	○家庭教育講演会の実施 幼児・児童生徒の子どもの悩みや親としての接し方、心 構え等への基本理解を深め、子育て中の保護者等の悩み を軽減させることを目的に、講演会やワークョップを開 催する。	生涯学習課



## 2 子どもの「生きる力」の育成に向けた教育環境の整備

国際化や情報技術等の進展が著しい中、これからの教育は、社会変化に対応することができるよう、子どもたちの思考力、判断力、表現力などを育成することが求められています。

これまでも基礎学力の向上や体力づくり、健康づくり、豊かな個性の育成、心の教育などに重点を置き、各種体験学習を推進してきましたが、今後も、児童生徒の個性や能力を伸ばすとともに、意欲的に学習したり、自ら判断し行動できる「生きる力」や、他人を思いやり、生命の大切さに気づく「豊かな心」の育成に加え、スクールカウンセラーなどの活用による児童生徒の心のケアも引き続き行っていく必要があります。

生涯にわたる人間形成の基礎を培うために重要な幼児期においては、子どもの一人ひとりに応じたきめ細やかな支援にあたります。

また、いじめや不登校などに対する子どもからの相談に適切に対応できる相談体制の 充実を図ります。また、各校に配置された相談員の横断的連携の強化や関係機関等との 連携による相談・支援体制の充実を図ります。

#### 具体的な取組

#### (1) 学校教育の充実

事業名	事業概要	担当課等
	○校長、教頭の代表と各学校の研究主任により、町の教育	
	についての教育の推進を行います。	
教育推進委員会設	○中学校区ごとに学習の決まりやルールについて共通理解	
置事業	を行い、冊子にまとめることで、小中学校の連携を図りま	指導室
【継続】	した。	
	○生活の決まりについても共通理解し、冊子にまとめてい	
	きます。	
   学力向上研修会設	○県の委託事業の一環で学力向上を目的とし、町独自の研	
	修会を開いて授業力の向上を図っています。	指導室
置事業   【継続】	○実態を把握し、改善しながら継続的に取り組んでいきま	拍得至
	す。	
   教科指導員設置事業	○町内の教員の中から教科領域の専門性に優れた教員に委	
	嘱し、町の教育の推進を行います。	指導室
	○効果的な指導ができるように、助言していきます。	
TT(チームティー	○個に応じた指導を行うために、加配教員がつかない小規	
チング)配置事業	模校に配置しています。	指導室
【継続】	○今後も効果的な活用が図られるように指導していきます。	

事業名	事業概要	担当課等	
みんなにすすめたい 一冊の本推進事業 【継続】	○県の事業を受け、小学校 4 年生から中学生まで継続して 読書活動を一層活性化させ、国語力を向上させ心の教育 の充実を図ります。 ○小学校では 1 年間に 50 冊以上、中学校では、1 年間で 30 冊以上を目指し取り組んでいます。	指導室	
いばらき教育の日 推進事業 【継続】	<ul> <li>○県の事業を受け、11月に「町教育の日」と位置付け、町独自の取り組みを行っています。具体的には、各学校のアイディアで学校を公開し、学校の理解を深めてもらいます。</li> <li>○各学校で、講演会や3世代が集まる催し物、授業公開を行います。</li> <li>○保護者や地域住民が学校への理解が深まるように、工夫を考えていきます。</li> </ul>	指導室	
学校評議員制度の 推進 【継続】	○学校経営についての貴重な意見をもらうことができてい 学校評議員制度の るので、学校関係者評価の1つになっています。 ○学校の様子を見てもらう為に、評議員会議だけでなく授		
学びのひろば【継続】	○夏休みを利用して、小学校 4・5 年生に四則計算(たし 算・引き算・かけ算・わり算)などの知識・技能の定着を 図ります。 ○対象学年の拡大を図ります。	指導室	



# (2)子どもの健全育成と権利尊重の促進

事業名	事業概要	担当課等
事業名 人権教育推進事業 【継続】	事業概要  ○人権教育を学校教育の基盤に置き、人権尊重、男女共同参画の精神を養います。小学校においては、道徳を中心に、思いやりの心や一人一人を大切にする心や協力することの大切さを学んでいます。中学校においては、歴史の中で、不平等であった時代や差別のあった時代を学び、その時代の中で、懸命に生きている人の姿を学んでいます。そのほか、各教科、領域において人権尊重、男女共同参画の精神に配慮した取り組みを行います。 ○豊かな人格形成の場として、各学校の特色や実態及び課	担当課等
教育相談センター運営事業【継続】	題に即した人権教育の推進に努めます。  ○不登校に陥っている児童生徒に適応指導の場を設け、集団活動を通して、自立心や適応力を養い、学校生活への復帰援助とともに一人で生きていける力を養います。  ○不登校児童生徒の増加傾向が見られるため、継続して実施するとともに相談体制の強化を図ります。  ○各学校で早期発見、早期対応ができるように、教育相談センターとの連携に努めていきます。	学校教育課指導室
スクールカウンセ ラー配置事業 【継続】	<ul> <li>○児童生徒や保護者や教員の悩み事等についての相談を実施します。現在、全中学校にカウンセラーを配置しています。</li> <li>○悩みを持つ児童生徒に対して、カウンセリングを行い、不登校や悩みを解消し、楽しい学校生活が送れるように支援をしています。</li> <li>○カウンセリングを通して、不安を解消し、不登校児童生徒を少なくしていきます。</li> </ul>	指導室
マナーキッズ体幹教室事業【継続】	○子どもの体力低下・運動能力の低下に歯止めをかけるく体育>、挨拶・礼儀作法の基本的マナーとスポーツマンシップを習得させる〈徳育〉、運動で知性を育む〈知育〉を考慮したプログラムにより、スポーツ・文化活動を通じ、日本の伝統的な礼法を体験し、〈体・徳・知〉バランスのよい子どもを育成します。	生涯学習課

# (3)子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	事業概要	担当課等
	○各学校において、喫煙やシンナー吸引、薬物依存の恐ろ	
薬物乱用防止教室	しさについて、薬物乱用防止指導員からの講話等を実施	
推進事業	します。	指導室
【継続】	○喫煙や薬物の恐ろしさについての講話等を実施し、思春	
	期の心と体づくりを支援します。	
携帯電話の使い方	○通信事業者やメディア教育指導員の指導のもとに携帯電	
指導等	話の使い方などの学習をします。	指導室
【継続】	○発達段階や時代の流れに応じた指導の工夫に努めます。	

# 基本目標4 安心して子育てができる生活環境を確保する

#### 1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

平成31年4月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進しています。

今後も男女がともに協力して家事・子育て・介護等にあたり、家庭生活と職業生活、 地域活動の両立ができるよう広報活動や様々な情報提供を行います。

また、「女性活躍推進法」により、女性が活躍できる環境づくりについて更なる対応が 求められています。子育てや介護等により、一旦離職した女性の再就職を支援するため、 また、起業を目指す女性に対し、相談や情報提供等の支援を行います。

事業名	事業概要	担当課等
	○阿見町男女共同参画基本条例のもと、男女が性別による差	
	別、固定的性別役割分担を無くし、男女がともに責任を担い、	
男女共同参画推進	一人ひとりが個性や能力を発揮できる多様な生き方を選択	
事業	できる、男女共同参画社会の実現に向け取り組みます。	町民活動課
【継続】	○男女共同参画センターを中心に町民と行政が協働により男	
	女共同参画社会の啓発に取り組むとともに、市民活動団体の	
	育成を図っていきます。	

## 2 安全・安心な生活環境づくり

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校などが連携、協力する体制を強化し、子ども及び子育て家庭を対象とした参加型の交通安全教育及びチャイルドシートについての普及啓発活動を積極的に展開するとともに、学校で安全マップを作成し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

また、気軽に乳幼児を連れて外出できるよう、子育て家庭に配慮した施設整備を図ります。

#### 具体的な取組

#### (1)交通安全の推進

事業名	事業概要	担当課等
	○交通安全運動期間にあわせて、町内主要交差点等においてチ	
街頭キャンペーン	ラシ等を配布し交通事故防止を呼びかけています。	
事業	○国・県の交通安全運動期間に合わせて実施します。	生活環境課
【継続】	○キャンペーンを通じて交通事故防止を呼びかけ、意識啓発を図	
	ります。	
	○広報媒体を利用して、交通安全の意識啓発を行います。	
情報提供事業	○広報、ホームページを通じて引き続き交通安全の意識啓発を	
	行います。	生活環境課
【	○町メール配信サービスや防災行政無線を活用して、交通安全	
	情報を提供します。	
	○児童生徒が安心して学校へ通学できるよう通学路の安全を	
小中学校交通事故	確保するとともに、小学生には反射シール、中学生には反射	
防止事業	たすきを配布し、交通事故防止を図ります。	学校教育課
【継続】	○団体・企業の寄付により、児童用帽子と防犯ブザーを配布し	
	ています。	
	○町内主要交差点での、夜間立哨を実施して交通事故防止を呼	
夜間立哨指導活動 【継続】	びかけていきます。	
	○国・県の交通安全運動期間に合わせて実施します。	生活環境課
	○昼間より夜間の事故が多いため、交通安全運動期間以外でも	
	積極的に指導を行っていきます。	

事業名	事業概要	担当課等
交通安全教室推進 事業 【継続】	<ul><li>○各学校において、安全協会の方を講師として迎え、自転車の 安全な乗り方や危険回避能力を養うなどの交通安全教室を 実施します。</li><li>○学年に応じた交通安全教室を実施します。</li></ul>	学校教育課
通学路等安全対策 事業 【新規】	〇通学路や保育所等の散歩経路における交通、防犯に関する危険箇所について、点検や現状把握、対策の検討を行い、通学路等安全点検を関係各課、関係機関、学校等で実施し、安全なまちづくりを推進します。	学校教育課 子ども家庭課 道路課 生活環境課
ヘルメット購入補助事業 【継続】	○自転車通学時のヘルメットの着用を義務付けているため、自 転車通学生徒の保護者にヘルメット購入に要する費用の一 部を補助します。	学校教育課

# (2)子育てを支援する生活環境づくり

事業名	事業概要	担当課等	
都市計画道路の整 備事業 【継続】	<ul><li>○都市計画道路の整備をします。</li><li>○荒川沖周辺の新市街地と町東部地区を連結する道路は、歩道が未整備であり、歩行者の安全が確保されていないため、歩行者が安全で安心して移動することができるように、歩道を併設した都市計画道路を整備します。</li></ul>	都市整備課	
住区基幹公園整備 事業 【継続】	<ul><li>○街区公園の整備を実施します。</li><li>○市街化区域に公園数が不足していることから、子どもたちが安心して遊べる環境が整っていないため、公園密度の低い地域に公園・緑地を整備します。</li></ul>	都市整備課	
マタニティマーク の普及活動 【継続】	○母子健康手帳交付の際に、マタニティマークのキーホルダー など関連グッズを配布します。	健康づくり課	
赤ちゃんの駅等の 推進活動 【継続】	<ul><li>○乳幼児を抱える保護者が、外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄れる場所の町内での普及と町民へ周知を図ります。</li><li>○町立施設での対応推進、町内における設置場所の把握、及び町民への周知活動を行います。</li></ul>	子ども家庭課 関係各課等	

# 3 子どもの安心・安全確保

子どもを犯罪等の被害から守るため、地域において、PTA等の学校関係者やボランティアなどの関係団体に対し、地域安全情報メールや子どもに関する犯罪の発生状況の伝達、危険な場所等の地域安全情報等の提供、共有化に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課等
防犯教室事業【継続】	<ul><li>○保育所・児童館において、講話やビデオ等で犯罪の被害に遭わないように指導します。</li><li>○引き続き全幼稚園・保育所にて防犯教室を行います。</li></ul>	生活環境課
情報提供事業	○町メール配信サービスや防災行政無線を活用して、防犯情報 を提供します。	生活環境課
こども 110 番の家 推進事業 【継続】	<ul><li>○児童生徒の登下校などの安全確保のため店やボランティアの 民家に依頼し、不審者に会ったときなど駆け込める場所づく りをします。</li><li>○家庭、事業所に協力を促し、各中学校区で同じ数だけ確保で きるように努めていきます。</li></ul>	指導室



# 第6章 計画の推進

# 1 計画の推進体制

本計画の推進により目指していく子ども・子育て支援とは、第一に子どもの健やかな成長が保障され、保護者は子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。それにより、保護者の子育ての責任が果たされると同時に、幼い我が子と向き合い、しっかりと子育てに取り組める親としての権利が守られることにもなります。

そのため、本町では、庁内関係各課や教育・福祉・保健医療の関係機関等との連携を図りながら、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする計画に掲げた事業・施策の総合的な実施を図ります。

また、すべての町民が、子育ての最も大きな責任は父母をはじめ保護者が有することを前提としながらも、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

#### (1) 家族の役割

家庭では十分な愛情をもって子どもに接しながら、人としての基本的なしつけや社会の ルールを教えるなど、子どもの育ちに責任をもつことが大切です。さらに、保護者自身が 地域の中で、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、地域の子 育て支援に対し役割を果たしていくことが求められます。

#### (2)地域の役割

すべての町民が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、地域 全体で子育てを支援し、子どもの成長を地域全体で見守っていくことが求められます。

また、家庭、地域、幼稚園、保育所(園)、認定こども園、学校などの子どもの生活の場が相互に連携し、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要であり、特に教育・保育施設は、地域に開かれたものとなり、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

#### (3)企業の役割

子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、保護者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援などを通じて、保護者の職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。



## 2 計画の進捗管理

計画期間中は、子ども家庭課が事務局となり、「阿見町子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、町民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。

なお、庁内の推進体制として、各施策・事業の現場担当者等で構成する部門横断的な 進行管理会議の設置も視野に入れ、各部署間の情報共有と有機的な連携に努めます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

# □計画の推進 第2期阿見町子ども・子育て支援事業計画 Plan(計画) 庁内関係各課 (実行) Do 施策・事業等の実施 事務局 Check(点検・評価) 計画の進捗状況把握、内部評価、取りまとめ 人口推計、量の見込みと確保方策の見直し等の検討 阿見町子ども・子育て会議 点検・評価 意見・助言、最終的な事業の方向性の決定 計画の見直し・改善、町民への公表 Action(見直し)



また、本計画全体の達成度を測る成果指標として次の項目を定めます。計画の各施策を着実に実行し、この目標の達成に努めます。

#### 〇計画全体の評価指標

	指標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	データ
1	待機児童の解消	<b>31人</b> ○教育・保育施設の入戸ます。	<b>0人</b> 所待機児童を解消し	・子ども家庭課 (4月1日現在)
2	子育ての環境や 支援への満足度	就学前 47.1% 小学生 42.3%  ○阿見町における子育満足している(「満足いえば満足」の合計増加をめざします。	足」と「どちらかと	アンケート調査 (P25 参照)
3	子育てに関する 不安感や負担感 の解消	就学前 53.8% 小学生 48.3%  ○子育てに関して不安る(「非常に不安や負担となく不安や負担と回答した割合の減	負担を感じる」、「な を感じる」の合計)	アンケート調査 (P26 参照)

# 3 計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、町民や職域などそれぞれが協働し、地域一丸となって子育てを支えるまちづくりを目指すものです。

本計画が町民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、本計画の内容については、町のホームページ、広報紙等を通じて広く周知します。

# 資料編

# 1 策定経緯

# 【平成 30 年度】

年月日	会議内容等
平成 30 年 12 月 26 日	第1回阿見町子ども・子育て会議
	・子ども・子育て支援に関するアンケート調査票の検討
平成 31 年 2 月 5 日	フドナーフタブナゼに関すておりた。し、団木の実施
~平成 31 年 2 月 20 日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

# 【令和元年度】

年月日	会議内容等
令和元年7月2日	第1回阿見町子ども・子育て会議
	・子ども・子育て会議について
	・第2期阿見町子ども・子育て支援事業計画について
10月9日	第2回阿見町子ども・子育て会議
	・第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係る、量の見込み及
	び確保方策、支援施策の検討について
12月13日	第3回阿見町子ども・子育て会議
	・平成 30 年度子ども・子育て支援事業計画の取組状況について
	・第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係る、量の見込み及
	び確保方策、支援施策の検討について
令和 2 年 1 月 17 日~	パブリックコメント
令和 2 年 1 月 31 日	ハフリックコメント
3月5日	第4回阿見町子ども・子育て会議
	・第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係る、パブリック
	コメントの結果について
	・施設整備計画について

# 2 阿見町子ども・子育て会議条例

平成 27 年 6 月 24 日条例第 27 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の 規定に基づき,阿見町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。 (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか,本町の子ども・子育て支援施策に関する重要事項として町長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 地域を代表する者
- (4) 民生委員児童委員を代表する者
- (5) 教育機関を代表する者
- (6) 子ども・子育て支援関係団体を代表する者
- (7) 子ども・子育て支援事業者
- (8) 子どもの保護者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、 特に期限を付した場合を除き、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。
- 2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は当該会議の議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が会議を招集する。
- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子ども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月18日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

# 3 阿見町子ども・子育て会議委員名簿

委員構成	氏名	備考
阿見町議会議員	永井 義一	
阿見町議会議員	高野 好央	
学識経験を有する者	藤岡 寛	茨城県立医療大学教授
地域を代表する者	山口 道子	区長会副会長
阿見町民生委員児童委員協 議会	伊藤 清悦	民生委員児童委員協議会会長
阿見町民生委員児童委員協 議会	長塚 和子	主任児童委員
教育機関を代表する者	篠﨑 博明	学校長会会長/阿見小学校校長
子ども・子育て支援団体を 代表する者	倉田 雅之	子ども会育成連合会会長
子ども・子育て支援団体を 代表する者	飯島 將光	PTA 連絡協議会/朝日中学校 PTA 会長
子ども・子育て支援団体を 代表する者	木村 美由紀	児童館母親クラブ会長
子ども・子育て支援事業者	東内 和生	さくら保育園園長
子ども・子育て支援事業者	秋葉 和洋	阿見認定こども園園長
子どもの保護者	花家 賢美	南平台保育所保護者会
町長が必要と認める者	山﨑 友美子	公募

委嘱期間: 令和元年7月23日~令和3年3月31日

# 第2期阿見町子ども・子育て支援事業計画

発 行 年 月/令和 2 年 3 月 発行・編集/茨城県阿見町 保健福祉部 子ども家庭課 〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号 TEL 029-888-1111 (代表)